

日出町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

日出町

はじめに



日出町では、平成26年度までを計画期間とした「日出町次世代育成支援行動計画」を策定し、『子どもが親が地域が育つ子育て応援の町 ひじ』の基本理念のもと、町全体で子育て家庭を支え、応援し、誰もが安心出来るまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる社会状況は厳しく、また、核家族の増加に伴う地域とのつながりの希薄化等により、子育てに不安を感じる家庭が増加していることは否めません。

わが国においては、近年の出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、今後の人口減少が危惧されています。また、就労形態やライフスタイルの多様化に伴い未婚化のみならず、晩婚・晩産化も進行しています。

このように結婚・出産・子育ての希望が叶わない社会状況を打開し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するために、国は「子ども・子育て関連3法」を制定し、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すとしています。また、併せて次世代育成支援対策推進法の有効期限も10年間延長しました。

日出町では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として、「日出町次世代育成支援後期行動計画」の後継とした第3期行動計画を盛り込み、子育て支援を総合的に推進することを目的として、「日出町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、町民一人ひとりのご理解とご協力をいただきながら、社会全体で連携・協働して、子育て支援に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、そして貴重なご意見やご指導をいただきました委員をはじめ、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年3月

日出町長 工藤 義見

< 目 次 >

第1章 基本的な考え方	1
1 基本理念	1
2 基本的な視点	2
3 施策体系	3
第2章 計画の策定に当たって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	6
第3章 日出町の子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 人口・世帯・人口動態等	7
2 幼児期の学校教育・保育施設の状況	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
4 実態調査の結果概要	16
5 日出町の子ども・子育て支援の課題	22
第4章 日出町の子ども・子育て支援事業の実施計画	23
1 提供区域の考え方	23
2 提供区域の設定	24
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	26
4 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保	27
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	34
6 幼児期の学校教育・保育施設の質の向上	36
7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	36
8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	37
9 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	45
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	46
1 児童虐待防止対策の充実	46
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	46
3 障がい児施策の充実	47
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	47

第6章 日出町次世代育成支援第3期行動計画.....	48
1 計画策定の趣旨	48
2 計画の対象	48
3 計画の期間	48
4 計画の位置づけ	49
5 施策の体系	50
6 日出町次世代育成支援第3期行動計画の内容.....	51
7 事業目標.....	74
第7章 計画の推進体制	75
1 関係機関等との連携・協働.....	75
2 計画の達成状況の点検・評価	76
資料編	
資料1 計画策定の経緯	78
資料2 計画策定組織について.....	80

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

「日出町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念については、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「日出町次世代育成支援後期行動計画」の基本理念

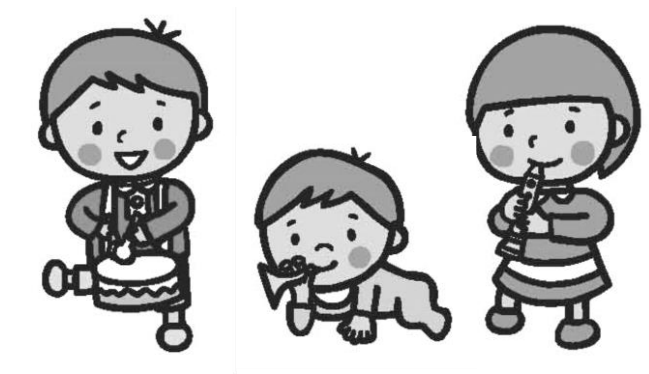
「子どもが 親が 地域が 育つ 子育て応援の町 ひじ」

の趣旨を理解するとともに継承し、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」と「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との子ども・子育て支援法の目的を踏まえ、「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とした上で、「子どもは、町の希望であり、町の未来をつくる力である」という考え方のもと、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援を推進し、より多くの子どもの笑顔を育み、「産んで良かった」、「生まれて良かった」、「育てて良かった」、「暮らして良かった」と思えるこの町の未来を地域全体で拓いていきます。

以上の考えをもとに、「日出町子ども・子育て支援事業計画」において、町の子ども・子育て支援を推進するにあたり、めざすべき基本理念として次のとおり掲げます。

「子どもは希望！ 日出で子育て！ みんなで子育て！」

～ 産んで・生まれて・育てて良かった 暮らして良かった町 ひじ ～



2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

○ 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、地域と関わりを持ちながら、社会全体から誰もがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って、成長していくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重と最善の利益が実現される社会を目指し、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育、地域における子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、すべての子どもの健やかな成長が等しく保障されるような取組を進めます。

○ 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が自己肯定感を持ち、子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

親は、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親として成長していくという大きな喜びや生きがいを感じられるような取組を進めます。

○ 社会全体での支え合いの視点

「子どもは社会の宝」という基本的認識のもと、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えていくことが必要です。

また、地域をはじめ社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

社会全体が協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みをつくるような取組を進めます。

3 施策体系

日出町次世代育成支援後期行動計画を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、方向性をまとめます。

理念	基本的視点	基本目標	基本施策
子どもは希望！ 日出で子育て！ みんなで子育て！	子どもの育ちの視点	目標 1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育の環境づくり	○ 教育・保育の総合的な提供
		目標 2 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり	○ 児童虐待防止対策の充実 ○ ひとり親家庭の自立支援の推進 ○ 障がい児施策の充実
	親としての育ちの視点	目標 3 安心して産み、育てる環境づくり	○ 妊婦健診の推進 ○ 乳児家庭全戸訪問の継続実施
		目標 4 親の子育てを支える仕組みづくり	○ 地域子育て支援の充実 ○ 子育て相談・情報提供の充実
	社会全体での支え合いの視点	目標 5 仕事と子育てを両立させる環境づくり	○ ワーク・ライフ・バランスの推進

第2章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、今後の人口推移としては、減少の一途をたどっています。

また、就労形態やライフスタイルの多様化に伴い未婚化・非婚化が進行するだけではなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない社会状況が影響していることがうかがえます。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力であり、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に向け、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成 11 年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきました。

日出町においては、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、『子どもが親が地域が育つ子育て応援の町ひじ』の基本理念のもと、町全体で子育て家庭を支え、子育てを応援し、誰もが安心して子育てが出来るまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる社会状況は厳しく、核家族化の増加に伴う地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭の不安や孤独感が増加していることは否めません。

このような社会状況を打開し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するために、「子ども・子育て関連3法」が平成 24 年8月に制定され、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を国はめざすとしています。

その実現のために、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

そこで、日出町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「日出町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

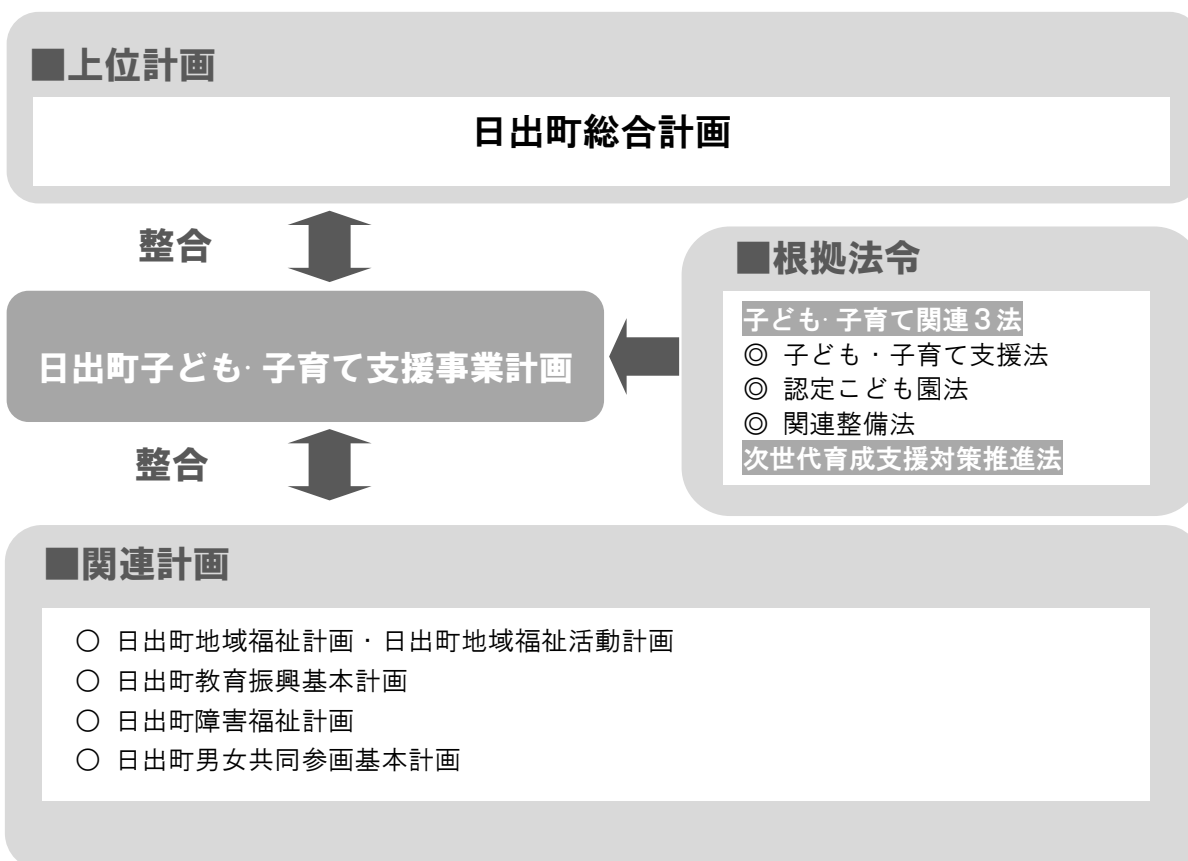
2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく、町事業計画として位置づけ、国の「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざすものです。

また、この計画の策定に当たっては、「日出町総合計画」や関連分野の計画との整合性を図り、「日出町次世代育成支援後期行動計画」における取組の進捗状況、成果、課題を踏まえ、子ども・子育て支援事業を総合的に推進するためのものとして定めます。

■子どもの対象範囲について

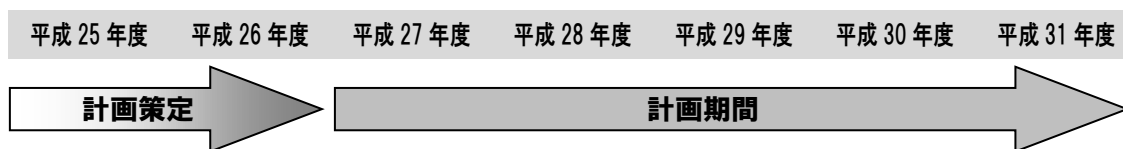
0 歳	0 歳	1 歳	1～5 歳	6 歳	6～11 歳	12 歳	12～17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後児童クラブ等		対象範囲外	
子ども・子育て支援法								



3 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

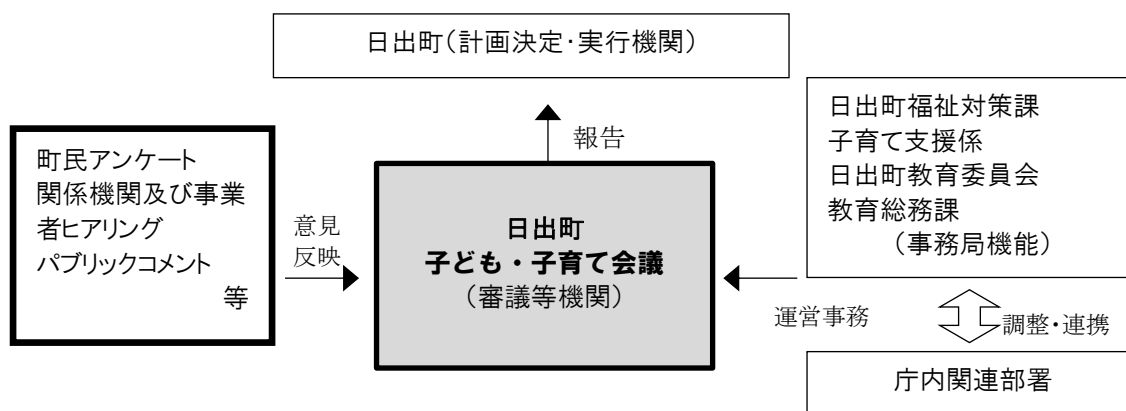
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、日出町子ども・子育て会議条例第1条に定められている「日出町子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



② 子ども・子育て支援事業計画のための実態調査の実施

- 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。(以下「就学前児童調査」「小学生調査」という。)
- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 調査対象：小学校就学前児童(0歳～5歳)の全員の保護者及び小学校就学児童(1年生～2年生)の全員の保護者 計 1,812 人

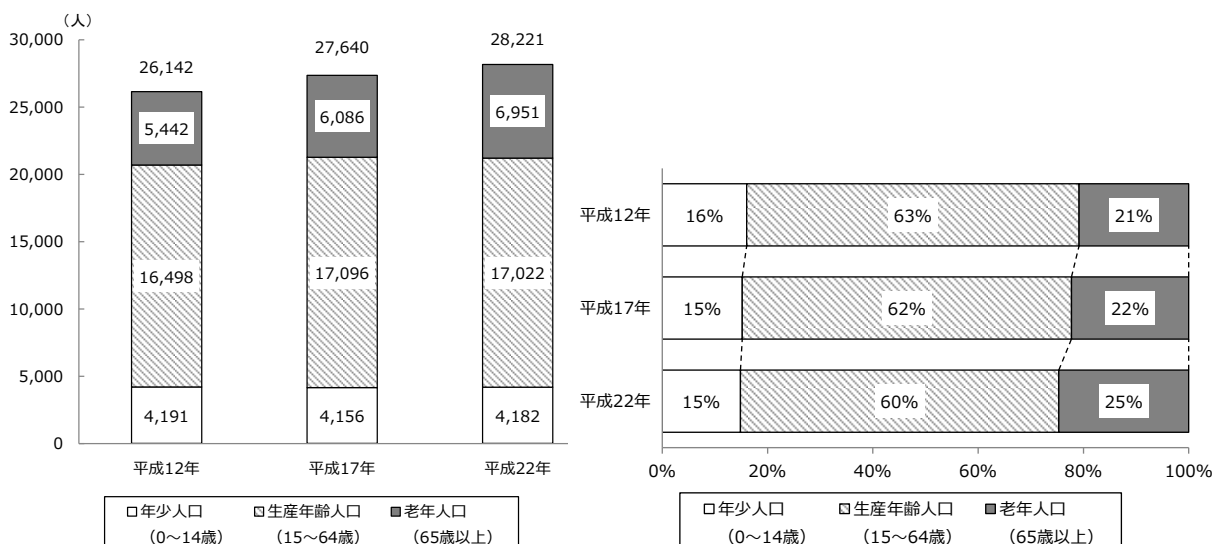
第3章 日出町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

- 平成22年の日出町の人口は、平成12年に比べ増加傾向にあります。
- 一方で、少子高齢化が緩やかに進行し、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で9人減少に対し、老年人口は約1,500人増えており、老年人口の全体に占める割合は約4%増となっています。

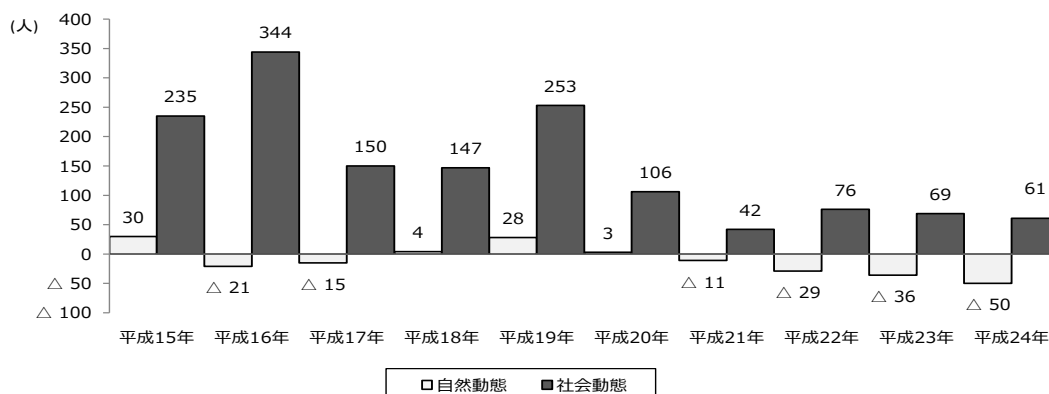
■人口の推移(国勢調査)



(2) 自然動態・社会動態

- 社会動態(転入-転出)は、ここ9年間はプラスで推移しており、総人口増加の主な要因となっています。
- 一方で、自然動態(出生-死亡)は、平成15年以降、マイナスの年が多く、総人口減少の要因となっています。

■自然動態・社会動態の推移(人口動態統計)

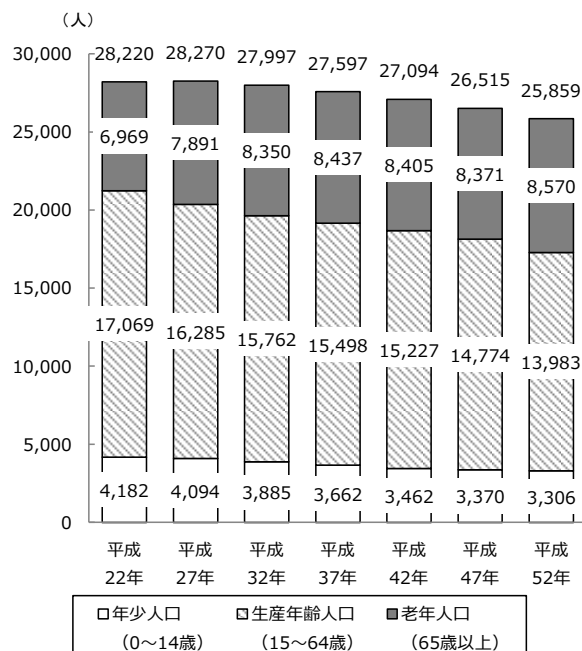


(3) 将来の人口推計

- 将来の人口を推計した結果では、平成 27 年をピークに緩やかな減少に転じ、平成 52 年には、26,000 人を下回ると見込まれます。
- 年少人口も 30 年間で約 880 人減少すると見込まれ、さらに少子高齢化が進展するものと思われます。

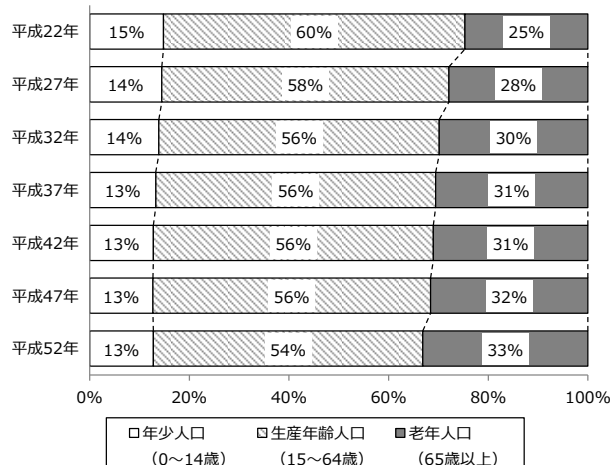
■年齢3区分別人口の将来推計

(社会保障・人口問題研究所)



■年齢3区分別人口割合の将来推計

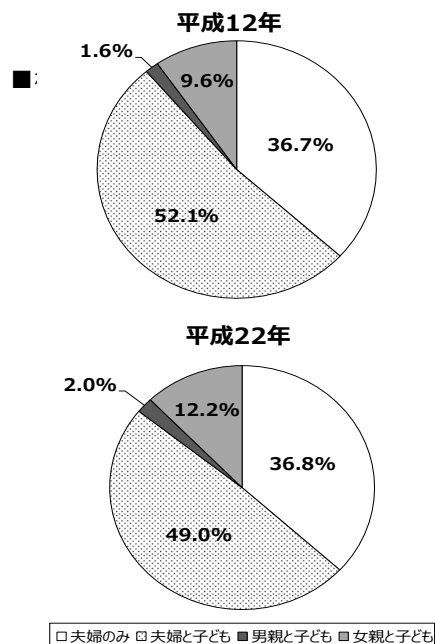
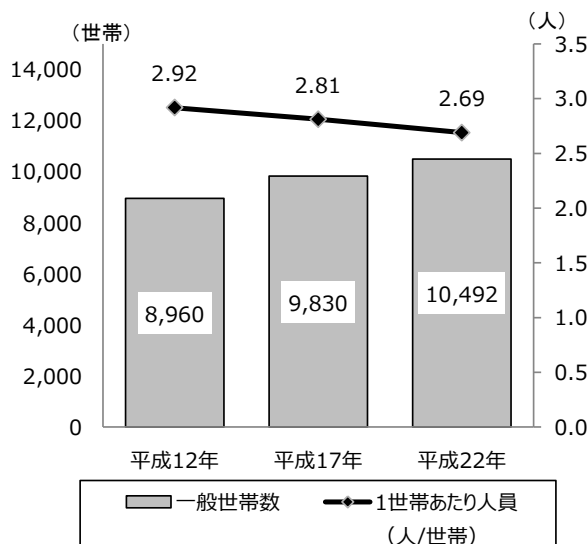
(社会保障・人口問題研究所)



(4) 世帯の状況

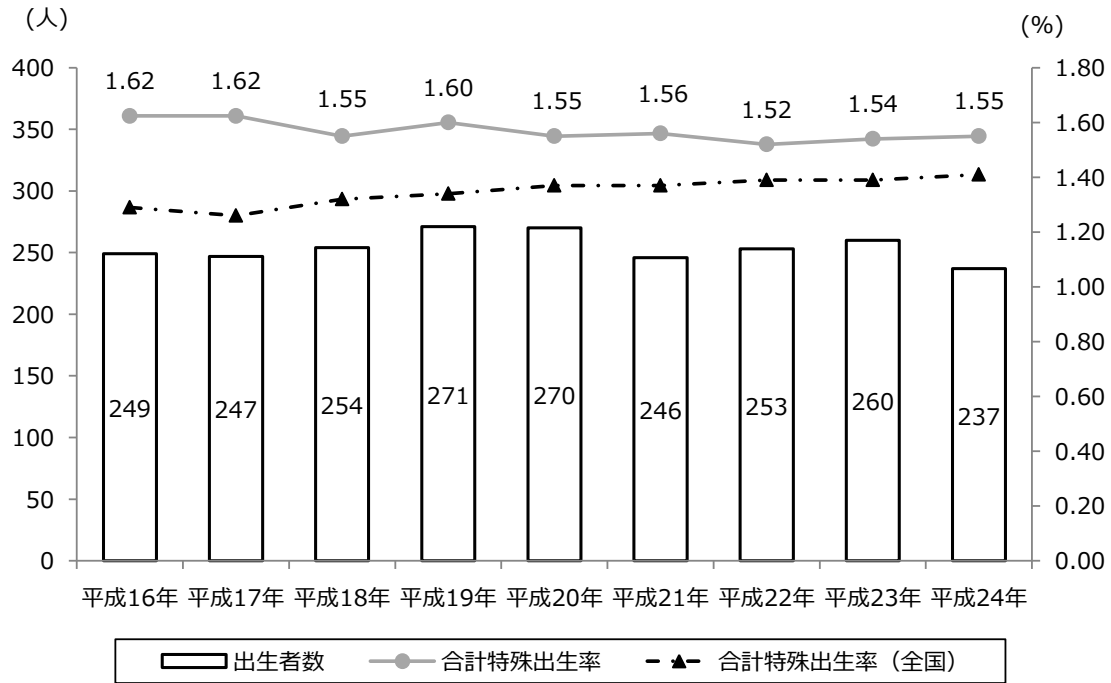
- 世帯数は、平成 12 年から 10 年間で約 1,500 世帯増加しています。
- 一方で、1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進行しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「女親と子ども」及び「男親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移(国勢調査)



(5) 出生の状況

- 出生者数は、平成16年以降、年度により増減があるものの横ばいの状況で推移しています。
- 合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子どもの数)は、全国の合計特殊出生率を上回っており、平成16年から概ね横ばいで推移しています。

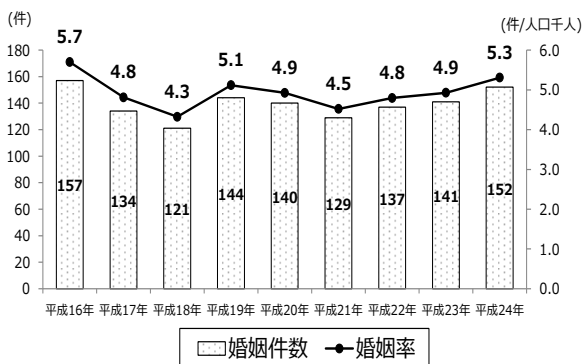


(6) 婚姻・離婚の状況

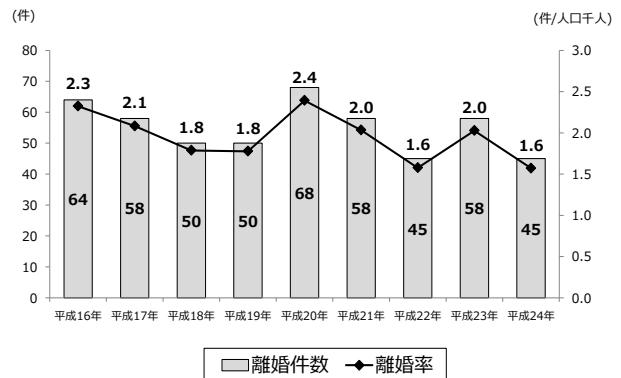
■資料 大分県人口推計

- 婚姻数、婚姻率は、年度による増減はあるものの平成21年よりわずかに増加傾向にあります。
- 離婚数、離婚率は、年度による増減がみられます。

■婚姻数及び婚姻率の推移(人口動態統計)



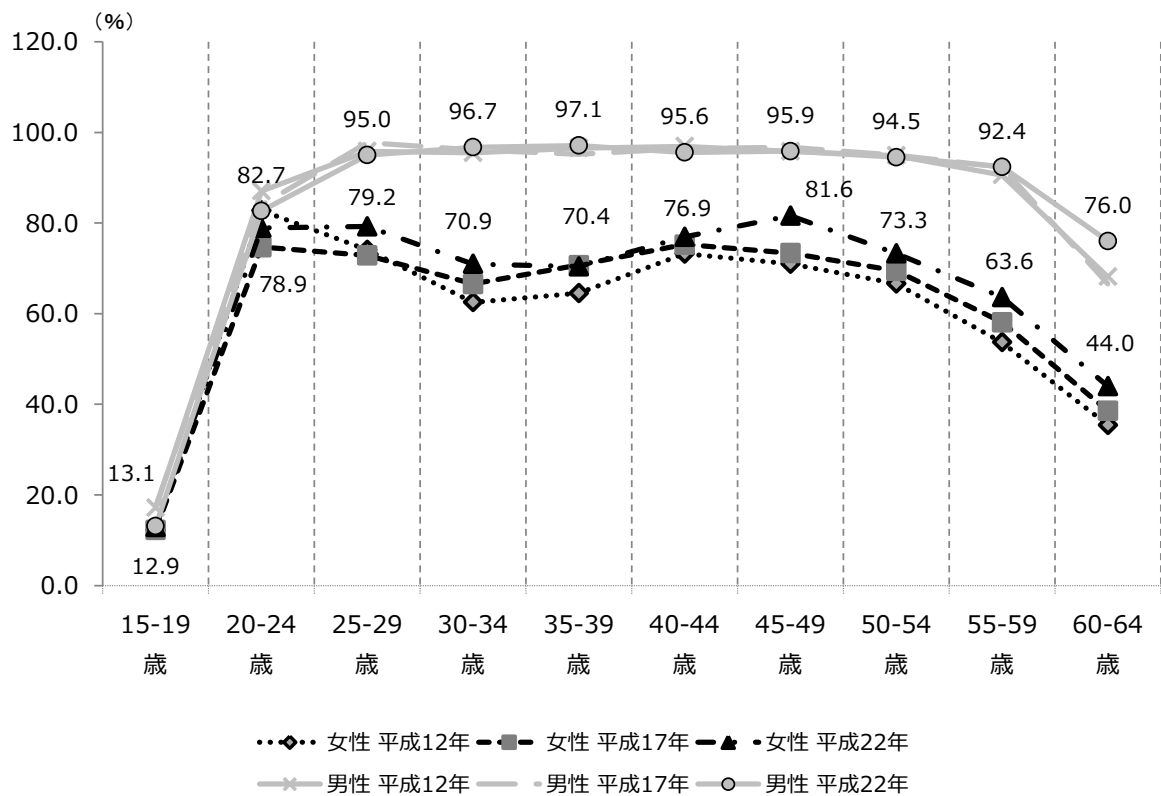
■離婚数及び離婚率の推移(人口動態統計)



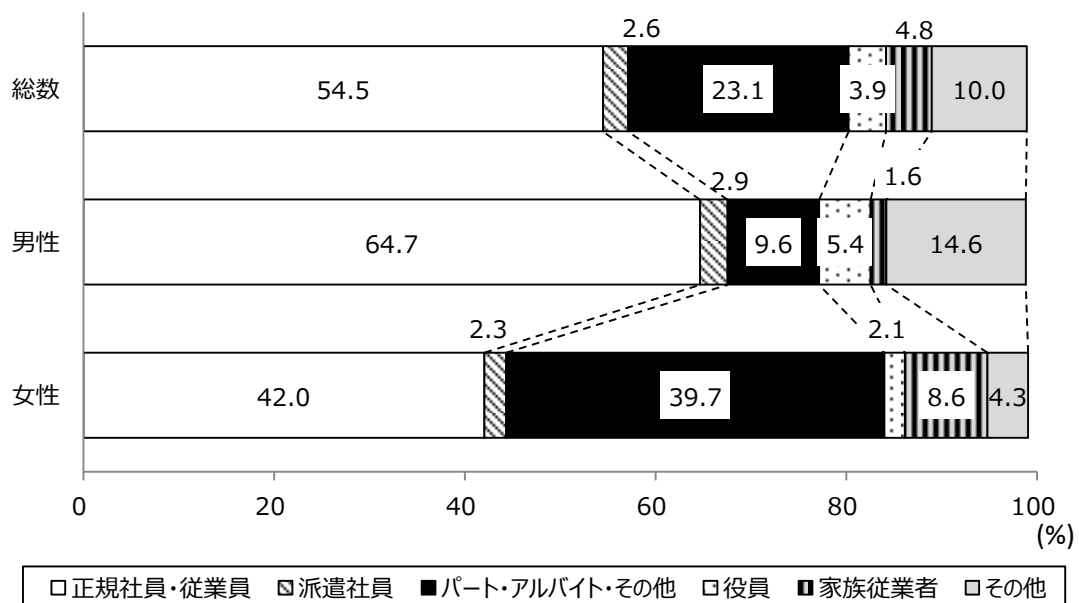
(7) 就労の状況

- 女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が緩やかながらみられます。
- 男性は「正規社員・従業員」の割合が多く、女性は「正規社員・従業員」と「パート・アルバイト・その他」がほぼ同じ割合となっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移(平成22年・国勢調査)



■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)

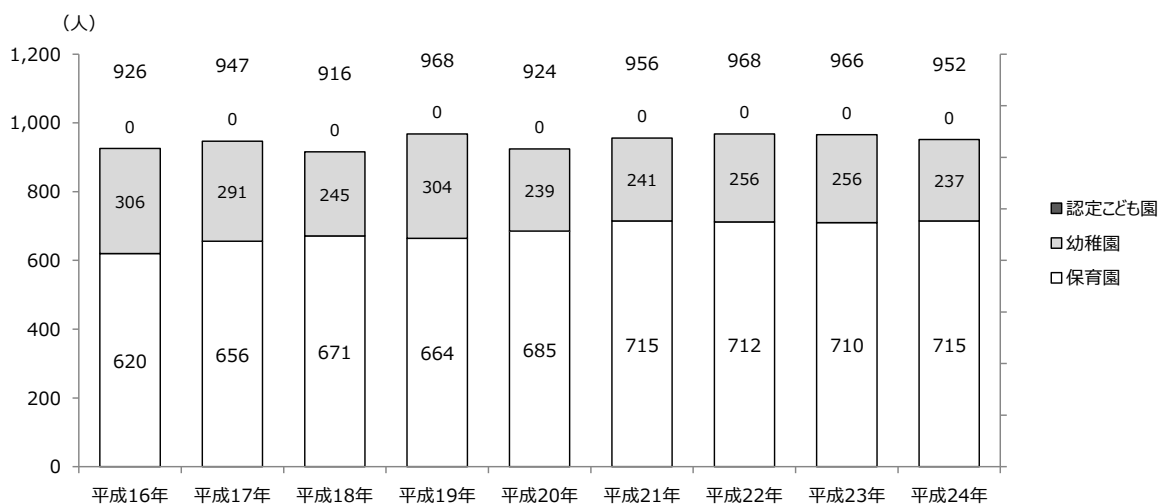


2 幼児期の学校教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

- 保育所の利用児童数は、平成 21 年度までは増加傾向にあり、平成 22 年度以降は概ね横ばいで推移しています。また、幼稚園の利用児童数は、年度により増減を繰り返しています。
- 全体では、概ね横ばいで推移しています。

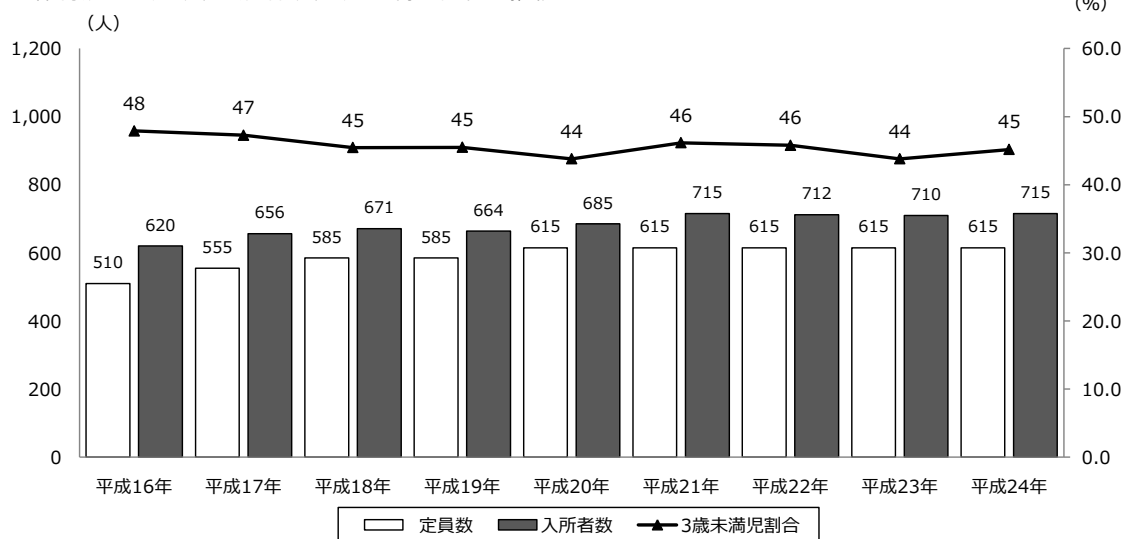
■ 保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育所の利用状況

- 入所者数は、平成 16 年度以降増加傾向でしたが、平成 21 年度以降は概ね横ばいで推移しています。また、3歳未満児の利用割合は横ばいとなっています。
- 定員数は、平成 20 年に 615 人まで増加しその後は横ばいですが、入所者が定員数を 100 人前後上回っています。

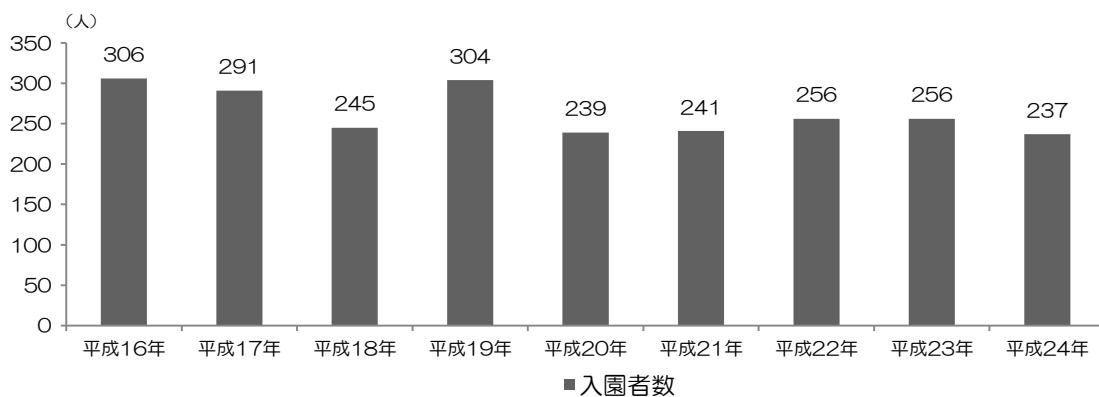
■ 保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

- 町内の幼稚園の入園者数は、平成16年度以降、年度による増減はあるものの約250人で推移しています。
- 町立幼稚園では、毎年、対象児童数(5歳児)の就園率が約60%で推移し、認定こども園では毎年約60人前後が入園している状況です。

■入園者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき県知事(政令指定都市、中核市市長を含む)が認可している認可保育所以外のものをいいます。

町内には、下記の1施設があります。

- クローバー保育園(日出町大字藤原 908 番地4)
 - ・定員:10名(1歳から就学前まで)
 - ・入所児童数:6名(平成26年5月1日現在)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況を以下にまとめます。

(1) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

[平成 25 年度実績]年間延べ利用者数:8,781 人(月平均利用者数 732 人)

設置か所:3か所(日出町地域子育て支援センター、日出町児童館、さざんか児童館)

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

[平成 25 年度実績]年間実利用者数:245 人(最大受診回数 14 回/人)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

[平成 25 年度実績]対象家庭数:250 戸(訪問率:100%)

(4) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

[平成 25 年度実績]年間延べ支援世帯数:6戸 訪問回数:13 回

(5) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

[平成 25 年度実績]未実施のため実績値なし

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[平成 25 年度実績]未実施のため実績値なし

(7) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

[平成 25 年度実績(幼稚園の在園児を対象とした預かり保育)]

実施か所:町立幼稚園5か所(豊岡幼稚園、日出幼稚園、藤原幼稚園、川崎幼稚園、
大神幼稚園)と幼稚園型認定こども園1か所(聖武幼稚園)

年間延べ利用者数:13,785 人(別府市の幼稚園型認定こども園ひめやま幼稚園における日出町の利用者数を含む)

[平成 25 年度実績(幼稚園の在園児を対象とした預かり保育以外の一時預かり)]

実施か所:認可保育所7か所(豊岡保育園、日出保育園、暘谷保育園、藤原保育園、
山茶花保育園、川崎保育園、大神保育園)

年間延べ利用者数:586 人

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

[平成 25 年度実績(延長保育)]

実施か所:認可保育所7か所(豊岡保育園、日出保育園、暘谷保育園、藤原保育園、
山茶花保育園、川崎保育園、大神保育園)

年間延べ利用者数:13,211 人(年間実利用者数:365 人)

[平成 25 年度実績(休日保育)]未実施のため実績値なし

(9) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

[平成 25 年度実績]未実施のため実績値なし

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[平成 25 年度実績]実施校区:5校区(豊岡小学校区、日出小学校区、藤原小学校区、川崎小学校区、大神小学校区)

実施か所:5か所(実施各小学校区に1か所)

設置場所:①とよおか児童クラブ(豊岡小学校)

②ひまわり児童クラブ(日出保育園)

③ふじわら放課後児童クラブ(藤原小学校)

④かわさき児童クラブ(川崎保育園)

⑤さざんか児童クラブ(山茶花保育園)

年間登録児童数:168 人



4 実態調査の結果概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,235 票	913 票	73.9%
	小学生	577 票	502 票	87.0%
対象者の抽出方法	「就学前児童調査」：小学校就学前児童（0歳～5歳）の全員の保護者 「小学生調査」：小学校就学児童（1年生～2年生）の全員の保護者			
調査期間	平成 25 年 12 月 10 日 ～ 平成 26 年 1 月 8 日			
調査方法	「就学前児童調査」：郵送及び施設を通じて調査票の配布及び回収 「小学生調査」：小学校を通じて調査票の配布及び回収			

※詳細は、『子ども・子育て支援事業計画のための実態調査』集計結果報告書を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

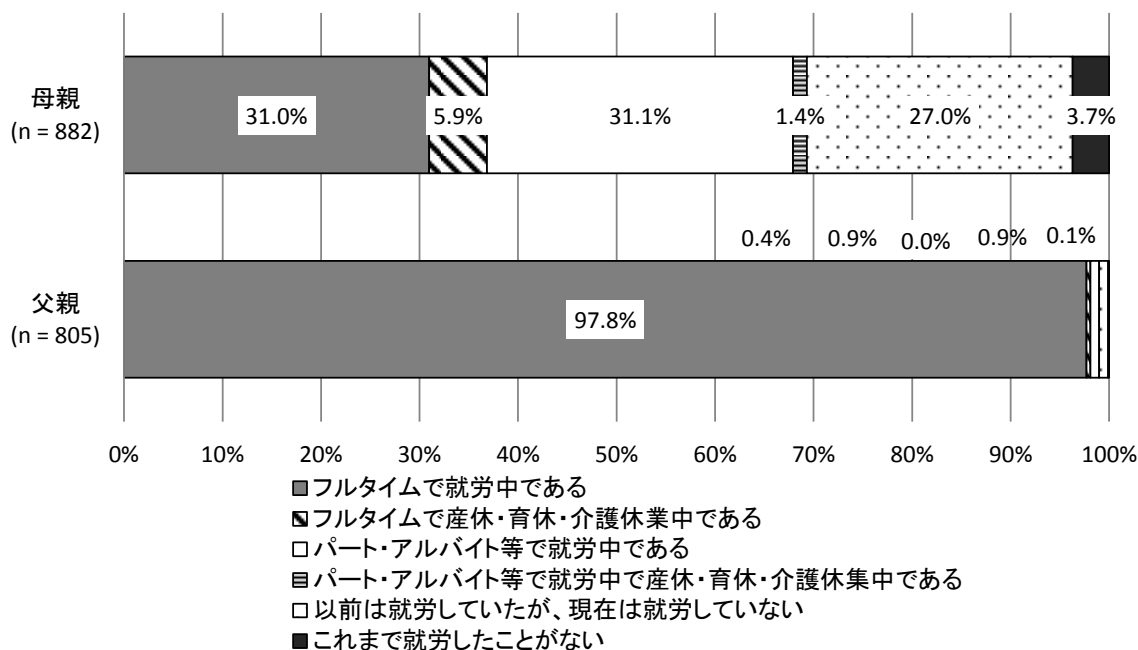
保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

（解説）

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（31.1%）と「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（31.0%）が、ほぼ同率となっています。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が 97.8%となっています。

就労状況（就学前児童）

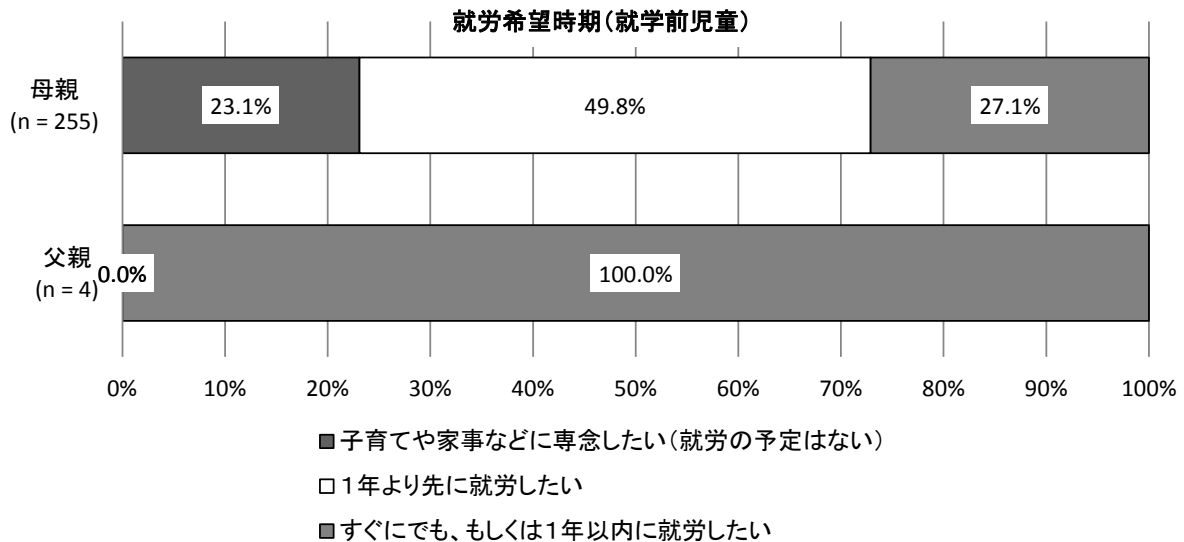


就労したいという希望はありますか。(〇は1つ)

(解説)

母親の就労希望は、「1年より先に就労したい」(49.8%)が最も多くなっています。

父親の就労希望は、「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」(100%)となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

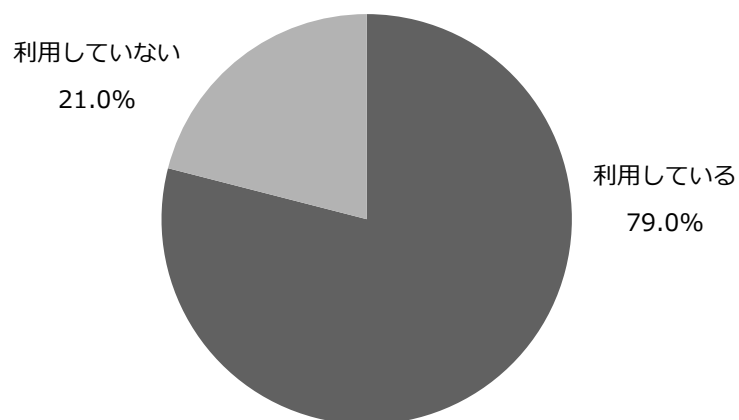
現在、保育所や幼稚園などの「日中の定期的な保育・教育の事業」を利用されていますか。

(〇は1つ)

(解説)

定期的な保育・教育の事業を「利用している」方は、約8割(79.0%)となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)(n = 909)

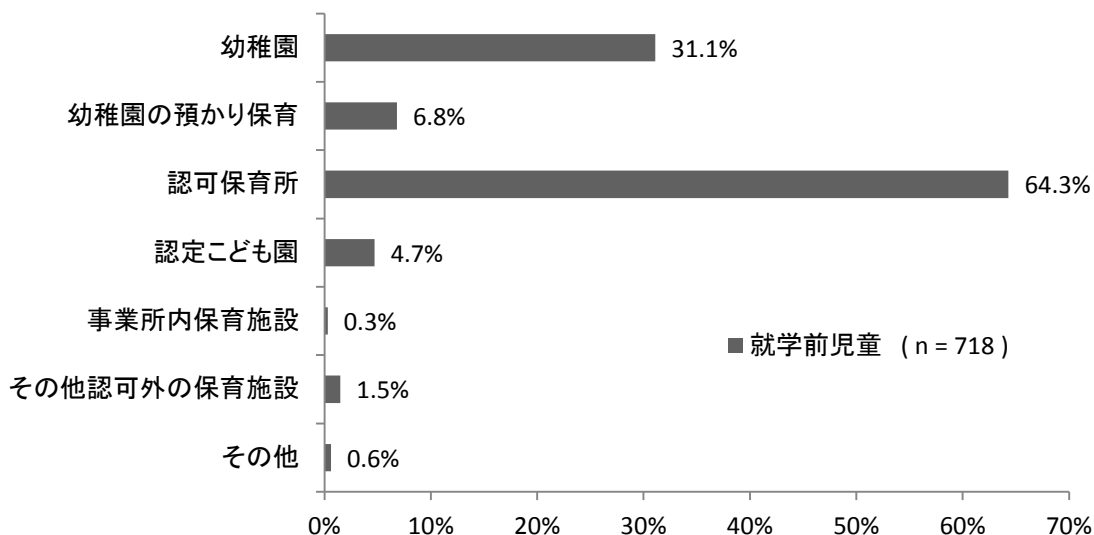


平日の日中どのような教育・保育の事業を利用していますか

(解説)

定期的にご利用している施設・事業は、「認可保育所」(64.3%)が最も多く、次いで「幼稚園」(31.1%)となっています。

平日利用している教育・保育施設（複数回答）

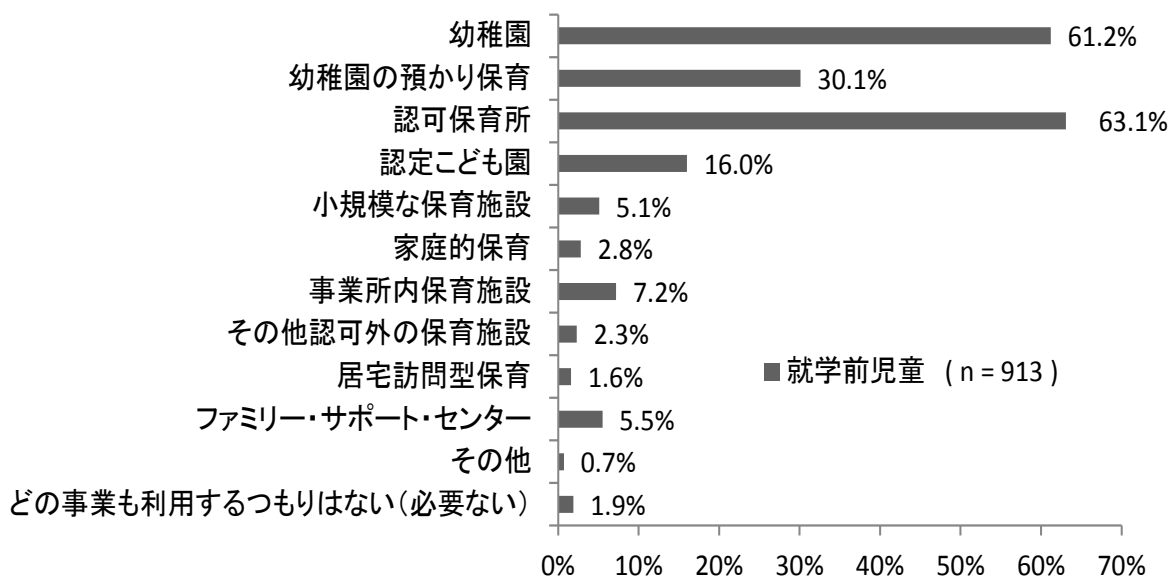


お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

(解説)

定期的にご利用したい事業は、「認可保育所」(63.1%)が最も多く、次いで「幼稚園」(61.2%)、「幼稚園の預かり保育」(30.1%)となっています。

利用したい教育・保育事業（複数回答）



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

(〇は1つ)

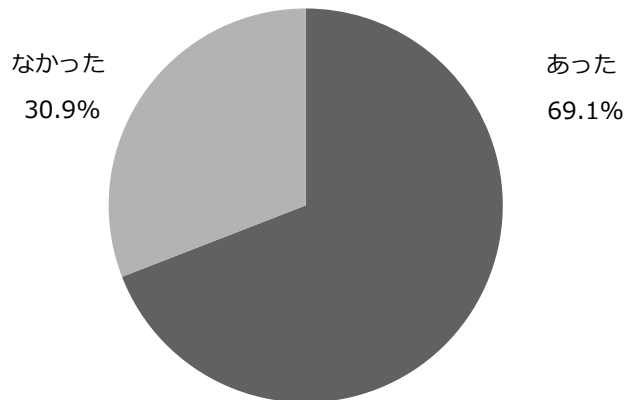
(解説)

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が69.1%となっています。

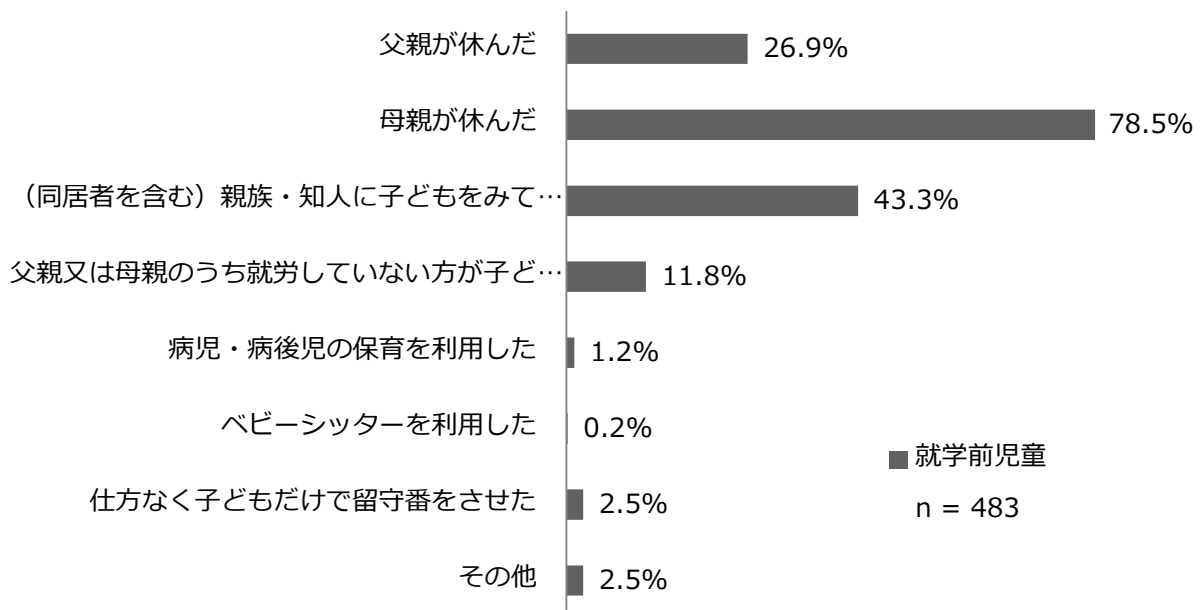
「あった」場合の対処方法としては、「母親が休んだ」(78.5%)が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(43.3%)となっています。

母親が休んだ日数は、「6～10日」(29.1%)が最も多く、(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった日数は、「6～10日」(26.2%)となっています。

お子さんのケガ等で通常の事業が利用できなかったこと
の有無(就学前児童)(n=699)



対処方法(複数回答)

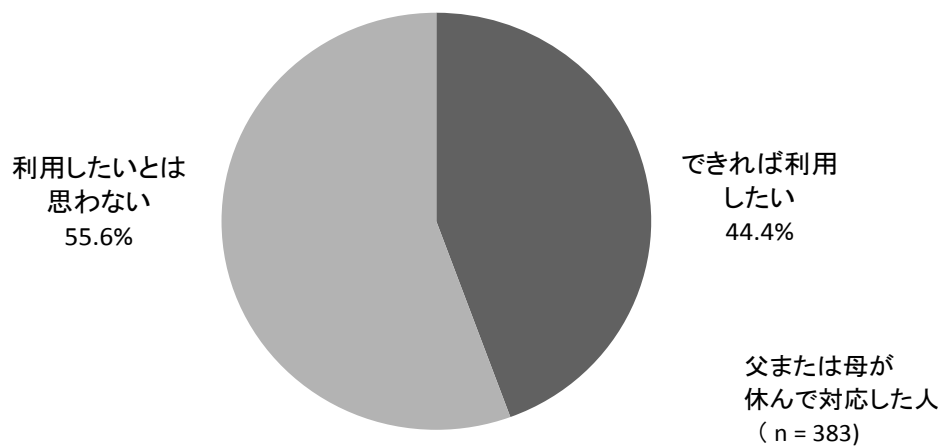


「ア. 父親が休んだ」「イ. 母親が休んだ」際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(〇は1つ)

(解説)

「利用したいとは思わない」(55.6%)が最も多くなっています。「できれば利用したい」(44.4%)のうち利用したい日数は、「6～10日」(29.3%)が最も多くなっています。

病児・病後児保育施設の利用について(就学前児童)



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

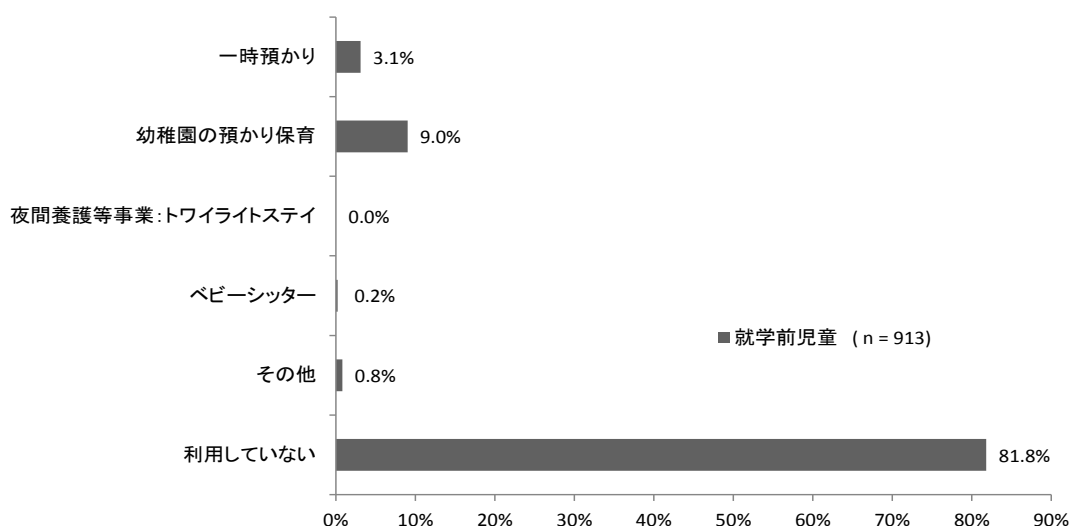
日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(複数回答)

(解説)

不定期で利用している事業については、「利用していない」(81.8%)が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」(9.0%)、「一時預かり」(3.1%)となっています。

1年間の利用日数は、幼稚園の預かり保育では、「4～5日」と「6～10日」(21.9%)、一時預かりでは、「2～3日」(26.1%)が最も高くなっています。

不定期に利用している事業(複数回答)



私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。

(〇は1つ)

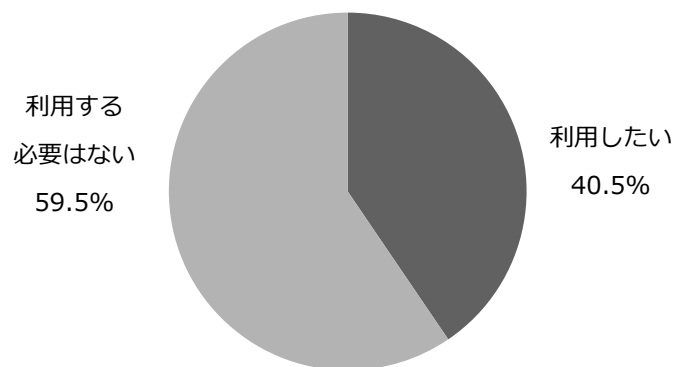
(解説)

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用する必要はない」が59.5%で、「利用したい」は40.5%となっています。

利用希望理由では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」(63.9%)と「私用・リフレッシュ目的」(63.0%)がほぼ同率となっています。

利用日数は、年間で「11～20日」(25.2%)「6～10日」(24.8%)が多くなっています。

私用等での事業利用の必要性（就学前児童）（n=855）



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

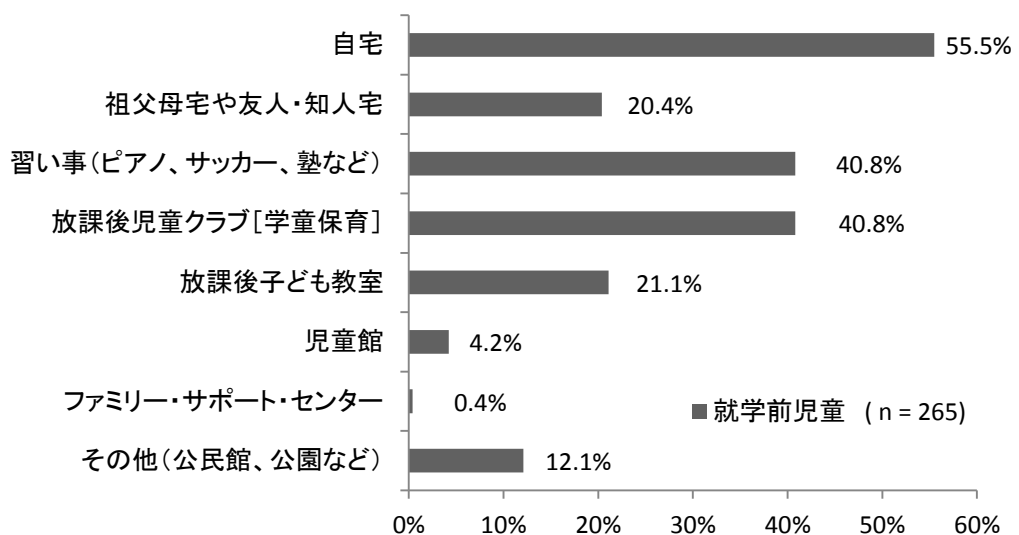
放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

(解説)

放課後の過ごさせたい場所は、「自宅」(55.5%)が最も多く、次いで「習い事」と「放課後児童クラブ(児童育成クラブ)」(40.8%)が同率となっています。

放課後児童クラブの週の利用希望日数は、「5日」、また、放課後児童クラブの終了時間は、「18時」が学年を問わず、最も多くなっています。

放課後、子どもを過ごさせたい場所(複数回答)



5 日出町の子ども・子育て支援の課題

第3章 1～4の調査結果から、以下のような課題が浮かび上がってきました。これらの課題を整理し、今後の子ども・子育て支援の施策につなげていきます。

【子どもの育ちと子育てをめぐる課題】

- ① 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ② 現在、子育て世代の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が不足したまま親になる状況が増えています。
- ③ 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けている一方で、若年男性をはじめとして非正規雇用の割合が高まっています。
- ④ 子育てに専念することを希望して退職する人がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在します。
- ⑤ 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する人を支援する環境の整備が求められていますが、依然として潜在的な待機児童が少なからず存在します。
- ⑥ 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- ⑦ 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- ⑧ 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。
- ⑨ 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。



第4章 日出町の子ども・子育て支援事業の実施計画

1 提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条では、町が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域を教育・保育提供区域とし、また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています。

そこで、日出町では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができることを前提とし、地域とのつながりの重要性と小学校との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

保育所や幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業に関しては、小学校区を1区域として設定します。地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、日出町全域を基本としつつも事業ごとに現状の提供体制や利用状況を踏まえた設定とします。

保育所や幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業の提供区域



2 提供区域の設定

(1) 幼児期の学校教育・保育の提供区域

小学校区を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3~5歳)	小学校区 (豊岡、日出、藤原、川崎、大神の5区域)	教育・保育の区域設定については、保護者や子どもが自宅から容易に移動することが可能な区域であり、小学校との連携・接続を十分考慮して小学校区とします。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から町内全域を基本とします。なお、現状と利用者の利便性を鑑み、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、小学校区とし、地域子育て支援拠点事業については、中学校区とします。

12事業	提供区域	考え方
利用者支援事業 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業	町内全域	現状の子育て支援の提供体制と人口規模を踏まえ、町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業	中学校区	現状の提供体制と利用者の利便性を踏まえ、中学校区とします。
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	町内全域	現状どおり、町内全域とします。

<p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p>	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
<p>養育支援訪問事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <p>要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
<p>子育て短期支援事業</p> <p>母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業、夜間養護等事業</p>	町内全域	現状の提供体制と対象児童の発生見込数を踏まえ、町内全域とします。
<p>子育て援助活動支援事業</p> <p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>	町内全域	事業内容と交通事情を踏まえ、町内全域とします。
<p>一時預かり事業</p> <p>家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
<p>延長保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業</p>	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
<p>病児保育事業</p> <p>病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業</p>	町内全域	現状の提供体制と交通事情を踏まえ、町内全域とします。
<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</p>	小学校区	現状どおり、小学校区とします。
<p>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（特別支援）</p> <p>私学助成や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業</p>	町内全域	現状の提供体制と交通事情を踏まえ、町内全域とします。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)を定めています。

○ 認定区分

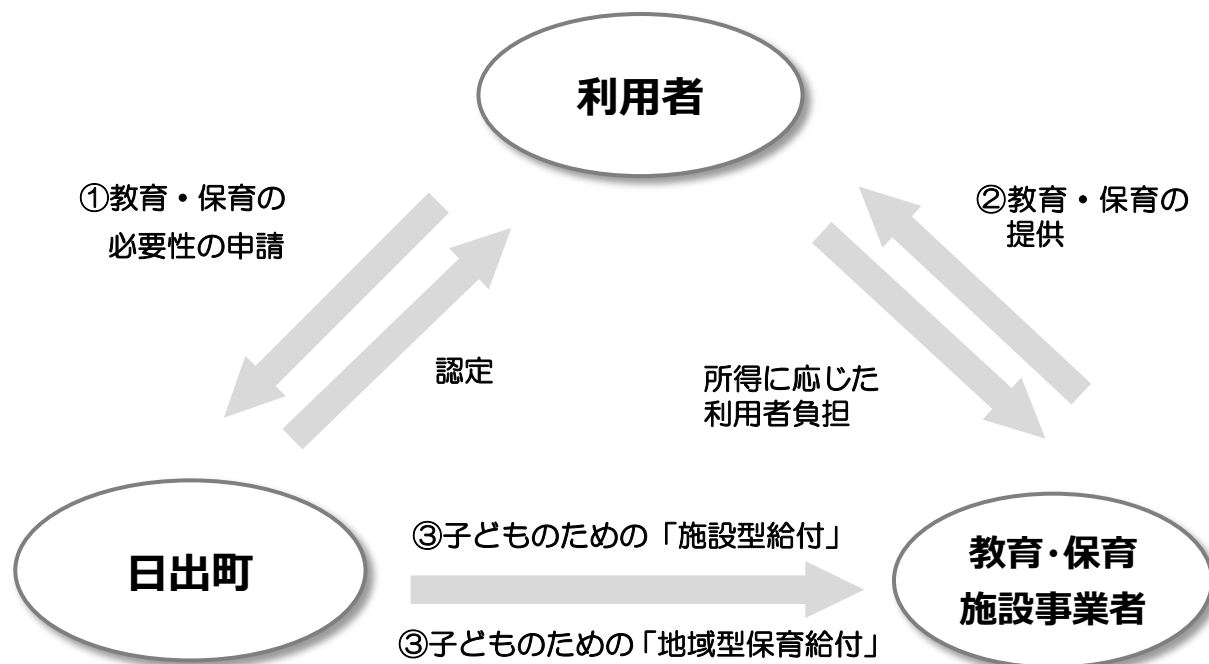
1～3号認定(子ども・子育て支援法第19条)

保護者の申請を受け、日出町が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定し、その上で施設型給付を行う仕組みの事です。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園(教育・保育施設)を通じた共通の給付が行われること。

○給付制度の仕組みについて(原則的な利用者・自治体・施設の関係)



※公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等へ支払う仕組みとなっています。

4 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)と確保の方策(サービスの提供体制及び定員総数等サービスの供給量)及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定(満3歳以上、主に幼稚園を利用希望)

■豊岡区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①1号認定	46人	44人	43人	41人	39人
②2号認定(幼稚園二一ズ)	35人	33人	32人	31人	29人
③必要利用定員総数(①+②)	81人	77人	75人	72人	68人
④確保の方策(⑤+⑥)	44人	43人	41人	71人	69人
⑤町立幼稚園	44人	43人	41人	41人	39人
⑥認定こども園	0人	0人	0人	30人	30人
過不足(④-③)	▲37人	▲34人	▲34人	▲1人	1人

■日出区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①1号認定	68人	68人	68人	68人	68人
②2号認定(幼稚園二一ズ)	33人	33人	33人	33人	33人
③必要利用定員総数(①+②)	101人	101人	101人	101人	101人
④確保の方策(⑤+⑥)	91人	122人	122人	122人	132人
⑤町立幼稚園	41人	42人	42人	42人	42人
⑥認定こども園	50人	80人	80人	80人	90人
過不足(④-③)	▲10人	21人	21人	21人	31人

■藤原区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①1号認定	16人	16人	16人	16人	15人
②2号認定（幼稚園二一ズ）	18人	17人	17人	17人	16人
③必要利用定員総数（①+②）	34人	33人	33人	33人	31人
④確保の方策（⑤+⑥）	21人	21人	36人	36人	35人
⑤町立幼稚園	21人	21人	21人	21人	21人
⑥認定こども園	0人	0人	15人	15人	15人
過不足（④-③）	▲13人	▲12人	3人	3人	4人

■川崎区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①1号認定	43人	42人	42人	41人	41人
②2号認定（幼稚園二一ズ）	33人	33人	32人	32人	31人
③必要利用定員総数（①+②）	76人	75人	74人	73人	72人
④確保の方策（⑤+⑥）	39人	38人	37人	36人	55人
⑤町立幼稚園	39人	38人	37人	36人	35人
⑥認定こども園	0人	0人	0人	0人	20人
過不足（④-③）	▲37人	▲37人	▲37人	▲37人	▲17人

■大神区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①1号認定	24人	23人	23人	23人	22人
②2号認定（幼稚園二一ズ）	25人	24人	23人	23人	22人
③必要利用定員総数（①+②）	49人	47人	46人	46人	44人
④確保の方策（⑤+⑥）	26人	71人	70人	80人	79人
⑤町立幼稚園	26人	26人	25人	25人	24人
⑥認定こども園	0人	45人	45人	55人	55人
過不足（④-③）	▲23人	24人	24人	34人	35人

《大神区域における特記事項》

大神区域の教育・保育施設に区分される大神保育園は、施設の所在地が藤原区域と川崎区域と大神区域の境界に位置しており、日出区域にも近いため、町内全域の教育・保育のニーズの受皿となっています。大神保育園在園児の居住地の割合は次のとおりです。

[平成 26 年3月 31 日時点]大神区域居住児童 21.3% 大神区域以外居住児童 78.7%

[平成 26 年 11 月1日時点]大神区域居住児童 27.0% 大神区域以外居住児童 73.0%

■日出町全体（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①1号認定	197人	193人	192人	189人	185人
②2号認定（幼稚園ニーズ）	144人	140人	137人	136人	131人
③必要利用定員総数（①+②）	341人	333人	329人	325人	316人
④確保の方策（⑤+⑥+⑦）	271人	345人	356人	395人	420人
⑤町立幼稚園	171人	170人	166人	165人	160人
⑥認定こども園	50人	125人	140人	180人	210人
⑦補正值（町外施設）	50人	50人	50人	50人	50人
過不足（④-③）	▲70人	12人	27人	70人	104人

【確保の方策の考え方】

- 幼稚園の預かり保育事業の利用実績を鑑み、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いニーズ（幼稚園ニーズ）を1号認定の量の見込みに含めて、その必要利用定員総数を確保します。
- 町立幼稚園の確保方策に係る利用定数は、当該年度対象児童数（5歳児）に実績就園率（60%）を乗じた数とします。
- 認可保育所の認定こども園への移行により、平成 28 年度に 75 名増、平成 29 年度に 15 名増、平成 30 年度に 40 名増、平成 31 年度に 30 名増し、1号認定の定員数を確保していきます。
- 毎年 50 人以上の3歳以上児が町外の認定こども園や私立幼稚園を利用している実情を鑑み、町外施設の定員数 50 人を補正值として確保の方策とします。

（2）2号認定（満3歳以上、主に保育所を利用希望）

■豊岡区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	129人	123人	119人	115人	109人
②2号認定（幼稚園ニーズ）	35人	33人	32人	31人	29人
③必要利用定員総数（①-②）	94人	90人	87人	84人	80人
④確保の方策（⑤+⑥）	55人	55人	75人	75人	75人
⑤認可保育所	55人	55人	75人	0人	0人
⑥認定こども園	0人	0人	0人	75人	75人
過不足（④-③）	▲39人	▲35人	▲12人	▲9人	▲5人

■日出区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	112人	112人	112人	112人	112人
②2号認定（幼稚園二歳）	33人	33人	33人	33人	33人
③必要利用定員総数（①－②）	79人	79人	79人	79人	79人
④確保の方策（⑤＋⑥）	95人	80人	80人	80人	80人
⑤認可保育所	85人	35人	35人	35人	0人
⑥認定こども園	10人	45人	45人	45人	80人
過不足（④－③）	16人	1人	1人	1人	1人

■藤原区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	88人	85人	85人	85人	81人
②2号認定（幼稚園二歳）	18人	17人	17人	17人	16人
③必要利用定員総数（①－②）	70人	68人	68人	68人	65人
④確保の方策（⑤＋⑥）	45人	45人	55人	55人	55人
⑤認可保育所	45人	45人	0人	0人	0人
⑥認定こども園	0人	0人	55人	55人	55人
過不足（④－③）	▲25人	▲23人	▲13人	▲13人	▲10人

■川崎区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	115人	113人	111人	110人	108人
②2号認定（幼稚園二歳）	33人	33人	32人	32人	31人
③必要利用定員総数（①－②）	82人	80人	79人	78人	77人
④確保の方策（⑤＋⑥）	45人	45人	55人	55人	55人
⑤認可保育所	45人	45人	55人	55人	0人
⑥認定こども園	0人	0人	0人	0人	55人
過不足（④－③）	▲37人	▲35人	▲24人	▲23人	▲22人



■大神区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	89人	86人	84人	84人	80人
②2号認定（幼稚園ニーズ）	25人	24人	23人	23人	22人
③必要利用定員総数（①－②）	64人	62人	61人	61人	58人
④確保の方策（⑤＋⑥）	90人	90人	90人	80人	80人
⑤認可保育所	90人	45人	45人	0人	0人
⑥認定こども園	0人	45人	45人	80人	80人
過不足（④－③）	26人	28人	29人	19人	22人

《大神区域における特記事項》

大神区域の教育・保育施設に区分される大神保育園は、施設の所在地が藤原区域と川崎区域と大神区域の境界に位置しており、日出区域にも近いため、町内全域の教育・保育のニーズの受け皿となっています。大神保育園在園児の居住地の割合は次のとおりです。

[平成 26 年 3 月 31 日時点]大神区域居住児童 21.3% 大神区域以外居住児童 78.7%

[平成 26 年 11 月 1 日時点]大神区域居住児童 27.0% 大神区域以外居住児童 73.0%

■日出町全体（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①2号認定	533人	519人	511人	506人	490人
②2号認定（幼稚園ニーズ）	144人	140人	137人	136人	131人
③必要利用定員総数（①－②）	389人	379人	374人	370人	359人
④確保の方策（⑤＋⑥＋⑦）	350人	335人	375人	365人	365人
⑤認可保育所	320人	225人	210人	90人	0人
⑥認定こども園	10人	90人	145人	255人	345人
⑦補正值（町外施設）	20人	20人	20人	20人	20人
過不足（④－③）	▲39人	▲44人	1人	▲5人	6人

【確保の方策の考え方】

- 幼稚園の預かり保育事業の利用実績を鑑み、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いニーズ（幼稚園ニーズ）を1号認定の量の見込みとし、2号認定の必要利用定員総数から除きます。
- 認可保育所の認可定員の変更及び認定こども園への移行に伴い、平成 28 年度に 15 名減、平成 29 年度に 40 名増、平成 30 年度に 10 名減し、2号認定の定員数を確保していきます。
- 毎年 20 名以上の3歳以上児が町外の認可保育所等を広域利用している実情を鑑み、町外の認可保育所等の定員数 20 人を補正值として確保の方策とします。

(3) 3号認定(0~2歳、主に保育所を利用希望)

■豊岡区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	122人	119人	115人	111人	105人
②確保の方策(③+④)	55人	55人	90人	90人	90人
③認可保育所	55人	55人	90人	0人	0人
④認定こども園	0人	0人	0人	90人	90人
過不足(②-①)	▲67人	▲64人	▲25人	▲21人	▲15人

■日出区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	127人	127人	127人	127人	127人
②確保の方策(③+④)	107人	107人	117人	117人	117人
③認可保育所	95人	40人	50人	50人	0人
④認定こども園	12人	67人	67人	67人	117人
過不足(②-①)	▲20人	▲20人	▲10人	▲10人	▲10人

■藤原区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	67人	66人	66人	66人	62人
②確保の方策(③+④)	45人	45人	45人	45人	45人
③認可保育所	45人	45人	0人	0人	0人
④認定こども園	0人	0人	45人	45人	45人
過不足(②-①)	▲22人	▲21人	▲21人	▲21人	▲17人

■川崎区域(量の見込みと確保の方策)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	86人	86人	86人	86人	86人
②確保の方策(③+④)	45人	45人	60人	60人	60人
③認可保育所	45人	45人	60人	60人	0人
④認定こども園	0人	0人	0人	0人	60人
過不足(②-①)	▲41人	▲41人	▲26人	▲26人	▲26人

■大神区域（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①必要利用定員総数	62 人	61 人	57 人	57 人	56 人
②確保の方策（③+④）	90 人	105 人	105 人	105 人	105 人
③認可保育所	90 人	45 人	45 人	0 人	0 人
④認定こども園	0 人	60 人	60 人	105 人	105 人
過不足（②-①）	28 人	44 人	48 人	48 人	49 人

＜大神区域における特記事項＞

大神区域の教育・保育施設に区分される大神保育園は、施設の所在地が藤原区域と川崎区域と大神区域の境界に位置しており、日出区域にも近いため、町内全域の教育・保育のニーズの受皿となっています。大神保育園在園児の居住地の割合は次のとおりです。

[平成 26 年 3 月 31 日時点]大神区域居住児童 21.3% 大神区域以外居住児童 78.7%

[平成 26 年 11 月 1 日時点]大神区域居住児童 27.0% 大神区域以外居住児童 73.0%

■日出町全体（量の見込みと確保の方策）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①必要利用定員総数	464 人	459 人	451 人	447 人	436 人
②確保の方策（③+④+⑤）	372 人	387 人	447 人	447 人	447 人
③認可保育所	330 人	230 人	245 人	110 人	0 人
④認定こども園	12 人	127 人	172 人	307 人	417 人
⑤補正值（町外施設）	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
過不足（②-①）	▲92 人	▲72 人	▲4 人	0 人	11 人

【確保の内容の考え方】

- 認可保育所の認可定員の変更及び認定こども園への移行に伴い、平成 28 年度に 15 名増、平成 29 年度に 60 名増し、3号認定の定員数を確保していきます。
- 毎年 30 名以上の 3 歳未満児が町外の認可保育所等を広域利用している実情を鑑み、町外の認可保育所等の定員数 30 人を補正值として確保の方策とします。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育や子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト面における整備)と施設整備(ハード面における整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等の認定こども園への移行を推進します。

基本とする考え方等は、次のとおりです。

1 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ環境です。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2 認定こども園の取り扱い

(1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもち、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

(2) 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

(3) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等のライフスタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもと関わる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

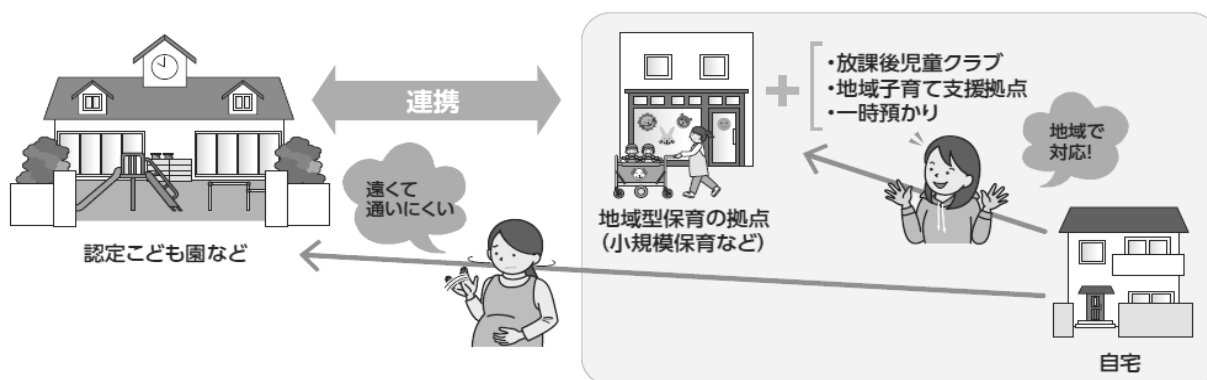
【配慮すべき事項の詳細】

- 発達や学びの連続性に関すること
0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。
また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育・保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。
- 養護に関すること
家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。
- 乳児期の子どもの保育に関すること
安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供するとともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。
- 満3歳未満の子どもの保育に関すること
心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。
- 健康及び安全に関すること
食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。
- 特別支援教育や障がい児保育に関すること
障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。
また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。
- 子育ての支援に関すること
園内の体制整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たすよう努めます。

○ 家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



(内閣府パンフレットより抜粋)

6 幼児期の学校教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と幼稚園教諭や保育士等の子どもの育ちを支援する者の資質とスキルが極めて重要であり、研修等によりその資質とスキルの向上を図ることが重要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供とその質の確保、向上に努めます。

- ① 職員配置の充実の推進
- ② 職員の資質向上に向けた研修等の充実の推進
- ③ 幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な時期に適切な情報提供をするとともに、教育・保育施設等と連携を密にし、適切な入所調整に努めます。

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

[事業概要] 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

- ①「基本型」……「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
- ②「特定型」……主に「利用者支援」を実施する形態
- ③「母子保健型」……保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基本型・特定型	実施	実施	実施	実施	実施
母子保健型	実施	実施	実施	実施	実施

【確保の方策の考え方】

- 国の「保育緊急確保事業費補助金交付要綱」により、交付金の対象としては、「1町当たりのか所数は10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数を上限とする。」の基準から考慮すると、日出町の平成25年度0～5歳児人口が約1,500人であることから、設置か所数は1か所とします。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実現するために、「基本型」と「母子保健型」の両類型を同一施設において、一体的に実施する形態を確保の方策とします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業概要] 家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

- ①「一般型」・・・常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する形態
- ②「連携型」・・・児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施する形態

[対象年齢] 0～2歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (月あたり延べ利用者数)	652人	644人	636人	628人	616人
確保の方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
一般型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
連携型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保の方策の考え方】

- 一般型の確保の方策として、地域子育て支援センターを1か所設置します。
- 連携型の確保の方策として、児童館を中学校区ごとに1か所設置し、児童館で実施します。

(3) 妊婦健康診査

[事業概要] 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間実利用者数)	223人	222人	219人	217人	212人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施
1人あたり最大受診数	14回	14回	14回	14回	14回

【確保の方策の考え方】

- 0歳児の人口推計より量の見込みを算出します。
- 実施場所として、全国医療機関(助産院を含む)で実施可能とします。
- 妊婦1人あたり最大受診回数14回を確保の方策とします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業概要] 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や
養育環境等の把握を行う事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延べ対象件数)	223件	222件	219件	217件	212件
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

【確保の方策の考え方】

- 0歳児の人口推計より量の見込みを算出します。
- 確保の方策として、実施機関を行政とし、実施体制を保健師等とします。



(5) 養育支援訪問事業

[事業対象] 要支援児童(乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)、特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)、要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)

① 養育支援訪問事業

[事業概要] 乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

[事業概要] 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間実対象件数)	6件	6件	6件	6件	6件
確保の方策(養育支援訪問事業)	実施	実施	実施	実施	実施
確保の方策(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	実施	実施	実施	実施	実施

【確保の方策の考え方】

- 平成25年度までの実績件数により、量の見込みを算出します。
- 養育支援訪問事業の確保の方策として、実施機関を行政とし、実施体制を保健師等とします。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の確保の方策として、調整機関職員やネットワーク構成員を対象とした研修等を実施し、専門性の強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

[事業概要]母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

[対象年齢]0～5歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間延べ利用者数)	15人	14人	14人	14人	14人
確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
ショートステイ	実施	実施	実施	実施	実施
トワイライトステイ	実施	実施	実施	実施	実施

【確保の方策の考え方】

- 確保の方策として、関係機関等と協議し、事業委託先を2か所選定します。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

[事業概要]乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[対象年齢]0～11歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年間延べ利用者数)	45人	45人	45人	43人	43人
未就学児童(0～5歳)	20人	20人	20人	19人	19人
就学児童(6～11歳)	25人	25人	25人	24人	24人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

【確保の方策の考え方】

- 確保の方策として、関係機関等と協議し、事業委託先を選定します。

(8) 一時預かり事業

[事業概要] 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

[対象児童] 0～5歳

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延べ利用者数)	18,345人	17,910人	17,644人	17,450人	16,968人
1号認定	2,052人	2,004人	1,974人	1,952人	1,898人
2号認定	16,293人	15,906人	15,670人	15,498人	15,070人
確保の方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【確保の方策の考え方】

- 確保の方策として、町立幼稚園5園（豊岡幼稚園・日出幼稚園・藤原幼稚園・川崎幼稚園・大神幼稚園）と幼稚園型認定こども園（聖武幼稚園）1園の計6施設において、継続実施します。

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延べ利用者数)	1,162人	1,154人	1,135人	1,127人	1,100人
確保の方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【確保の方策の考え方】

- 確保の方策として、認可保育所7園（豊岡保育園・日出保育園・暘谷保育園・藤原保育園・山茶花保育園・川崎保育園・大神保育園）において、継続実施します。



(9) 延長保育事業

[事業概要] 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

[対象年齢] 0～5歳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延べ利用者数)	13,008 人	12,768 人	12,576 人	12,480 人	12,144 人
年間実利用者数	271 人	266 人	262 人	260 人	253 人
確保の方策	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【確保の方策の考え方】

- 確保の方策として、認可保育所7園(豊岡保育園・日出保育園・暘谷保育園・藤原保育園・山茶花保育園・川崎保育園・大神保育園)において、継続実施します。

(10) 病児保育事業

[事業概要] 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

[対象年齢] 0～5歳

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延べ利用者数)	977 人	959 人	945 人	936 人	911 人
確保の方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
病児保育	実施	実施	実施	実施	実施
日あたり最大利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
病後児保育	実施	実施	実施	実施	実施
日あたり最大利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

【確保の方策の考え方】

- ニーズ調査の結果から実際にケガ等で通常の保育を利用できなかった事象発生率(69.1%)をニーズ量に掛け、過剰算出と見込まれる利用希望日数1～3日の量を引き、病児保育事業の量の見込みを算出します。
- 病児保育の確保の方策として、実施している他市町村と協議し、広域利用の提携を検討します。
- 病後児保育の確保の方策として、認可保育所(藤原保育園)で実施を計画しています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

[事業概要]保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[対象年齢]小学校就学児童(6～11歳)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
豊岡小学校（量の見込み）		66 人	64 人	63 人	62 人	60 人
年間登録実人数	1～3 年生	48 人	47 人	46 人	45 人	43 人
	4～6 年生	18 人	17 人	17 人	17 人	17 人
確保の方策		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
日出小学校（量の見込み）		79 人	79 人	79 人	79 人	79 人
年間登録実人数	1～3 年生	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	4～6 年生	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
確保の方策		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
藤原小学校（量の見込み）		13 人	13 人	12 人	11 人	11 人
年間登録実人数	1～3 年生	10 人	10 人	10 人	9 人	9 人
	4～6 年生	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人
確保の方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
川崎小学校（量の見込み）		65 人	64 人	63 人	61 人	59 人
年間登録実人数	1～3 年生	52 人	51 人	50 人	48 人	46 人
	4～6 年生	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
確保の方策		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
大神小学校（量の見込み）		76 人	76 人	74 人	75 人	73 人
年間登録実人数	1～3 年生	47 人	47 人	46 人	46 人	45 人
	4～6 年生	29 人	29 人	28 人	29 人	28 人
確保の方策		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
町全体（量の見込み）		299 人	296 人	291 人	288 人	282 人
年間登録実人数	1～3 年生	214 人	212 人	209 人	205 人	200 人
	4～6 年生	85 人	84 人	82 人	83 人	82 人
確保の方策		5 か所	5 か所	9 か所	9 か所	9 か所

【確保の方策の考え方】

- 日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、確保の方策を検討します。

- 放課後児童クラブの1支援単位を概ね 40 名とします。
- 確保の方策として、平成 29 年度を目標とし、量の見込みが 40 名を超過している小学校区において、関係機関等と協議し、①小学校の余裕教室を活用する、②新たな事業委託先を選定する、③既存の放課後児童クラブの支援単位を分割する等、新たな放課後児童クラブを創設します。

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（特別支援）

[事業概要]私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

[対象施設]2名以上の障がい児を受入れている幼稚園型もしくは保育所型認定こども園

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

【確保の方策の考え方】

- 認可保育所7園(豊岡保育園・日出保育園・暘谷保育園・藤原保育園・山茶花保育園・川崎保育園・大神保育園)における障がい児の実績入所率を幼稚園型認定こども園聖武幼稚園の2号及び3号の定員に乗じた人数を量の見込みとして、算出します。
- 確保の方策として、特別な支援が必要な子ども(障がい児)が各々の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図るために、その障がい児が在籍する対象施設に対して、職員の加配に必要な費用の補助を行います。

9 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

質の高い地域子ども・子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保とその施設に従事する保育士等の子どもの育ちを支援する者の資質とスキルが極めて重要であり、研修等によりその資質とスキルの向上を図ることが重要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、発達段階に応じた質の高い地域子ども・子育て支援の提供とその質の確保、向上に努めます。

- ① 職員配置の充実の推進
- ② 職員の資質向上に向けた研修等の充実の推進

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

- ① 行政窓口や地域子育て支援センター等における子ども・子育てに関する相談体制の充実及び相談担当職員等のスキルや専門性の向上を図り、子育て等に不安を抱える家庭への支援に努めます。
- ② 医療機関との連携のもと、健康診査や保健指導等の母子保健活動、また、乳児家庭全戸訪問の実施により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握に努めるとともに、育児不安の強い家庭に対しては、養育支援を実施し、虐待の未然防止に努めます。
- ③ 児童虐待の未然防止と早期発見の観点から、適切な時期に適切な支援に繋げるために、幼稚園や保育所、地域子育て支援センター等の子どもと子育て家庭に接する機会が多い関係機関等の職員や保育士等に対して、児童虐待防止対策に関する研修等を実施し、資質の向上に努めます。
- ④ 要保護児童対策地域協議会を活用し、学校、医療機関、保健所、警察、児童相談所等との連携体制の強化を図り、要保護児童の早期発見、早期対応等に努めます。

主な事業 ・家庭児童相談 ・育児相談 ・DV相談 ・ペリネイタルビジット事業
・乳児家庭全戸訪問事業 ・ホームスタート事業 ・要育支援事業
・要保護児童対策地域協議会（ケース検討会議、実務者会議、代表者会議）

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ① ひとり親家庭を対象とし、子ども・子育て支援の各事業の優先利用や利用料の負担軽減措置など、ひとり親家庭のニーズに配慮した支援のあり方を検討します。
- ② ひとり親家庭に係る支援の周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
- ③ 県と連携し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により職業訓練・資格取得を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援に努めます。
- ④ 県と連携し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として、ひとり親家庭の自立支援を総合的に推進します。

主な事業 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・児童扶養手当

3 障がい児施策の充実

- ① 障がいの原因となる疾病や事故の予防と障がいの早期発見とその治療の推進を図るために、妊婦や子どもに係る健康診査の実施を推進します。
- ② 障がい等により支援が必要な子どもが住み慣れた地域で安心して生活ができるために、その家族からの相談に応じて、柔軟で適切な情報提供や助言、支援等を行い、日常生活、社会生活の自立を支援します。
- ③ 児童発達支援センターを核として、幼稚園や保育所等と行政との連携体制を強化し、発達に課題のある子どもや心理的つまづきのある子どもを取り巻くネットワーク機能の充実を図ります。
- ④ 障がい児の健全な育成と社会性の発達のために、幼稚園や保育所等と連携し、集団生活を推進するとともに、幼稚園や保育所等の教諭や保育士等に対し、障がい児支援に係る理解を深め、資質の向上を図ります。
- ⑤ 広く町民に障がい児施策を周知、啓発することで、障がい等により支援が必要な子どもが安心して生活ができる社会環境を整えます。

主な事業 ・障がい児通所支援事業 ・障がい児福祉手当 ・特別児童扶養手当
・自立支援医療給付 ・障がい福祉サービス

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

- ① 仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のために、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に努めるとともに、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを推進します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等民間団体の取組を積極的に支援し、子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

第6章 日出町次世代育成支援第3期行動計画

1 計画策定の趣旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、地域における子育てしやすい環境の整備に向け、平成17年度から10年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法において日出町次世代育成支援行動計画を策定し、事業を実施してきました。

平成26年4月に次世代育成支援対策推進法の一部改正があり、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、前計画の評価を行い、社会生活環境の変化や住民ニーズを基に、地域における子育てしやすい環境の整備に向けて取組を継続するため、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に行動計画を策定します。

2 計画の対象

本計画の対象は、すべての日出町民とします。

本計画では、18歳未満の子どもや子育て中の親を支援の主な対象としますが、次世代を育てるという観点から、地域社会、企業・職場、各種団体等すべての町民を含みます。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の有効期間は平成27年度から平成36年度までの10年間ですが、この期間のうち、平成27年度から平成31年度の5年を第3期の計画期間とします。



4 計画の位置づけ

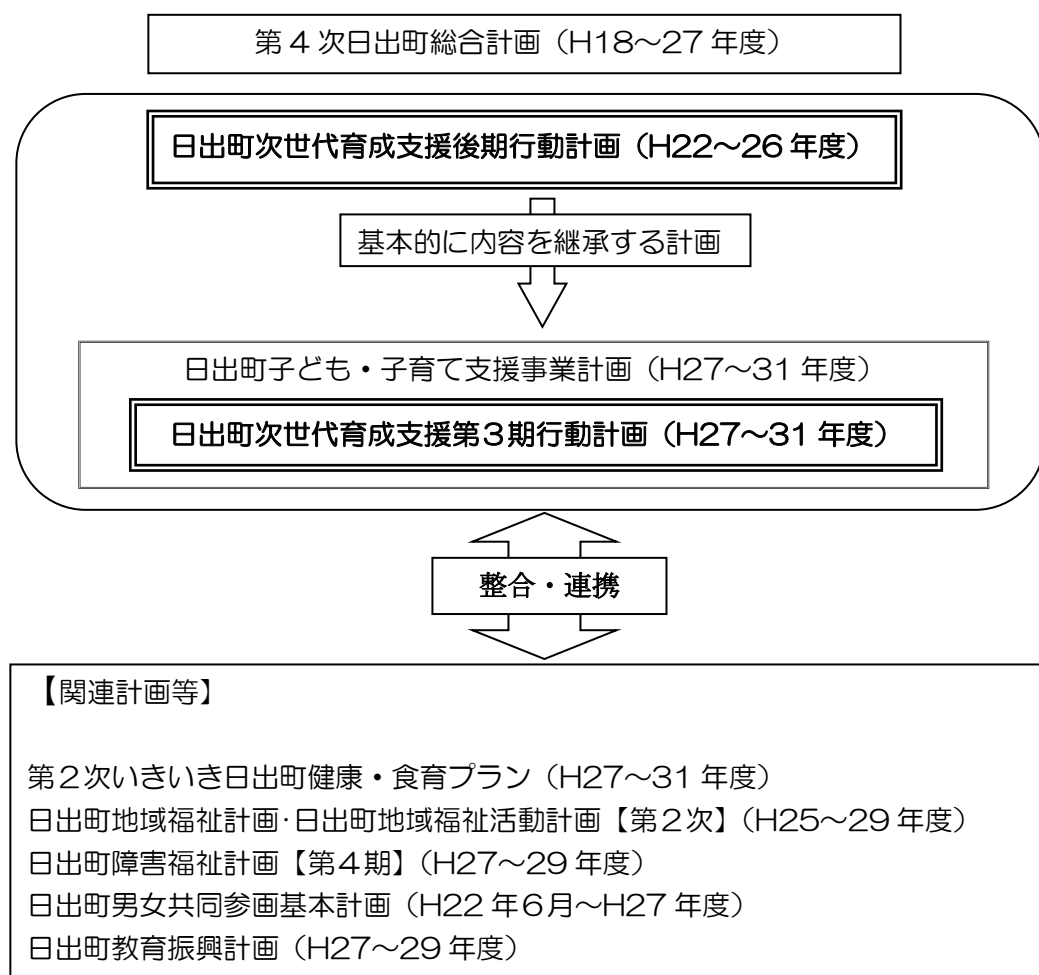
(1) 基本的な考え方

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく日出町の行動計画です。

基本的には次世代育成支援対策推進法の内容が概ね継続されたものであるため、日出町次世代育成支援後期行動計画の事業内容を引き続き継承していくものとします。

(2) 他の計画との関係

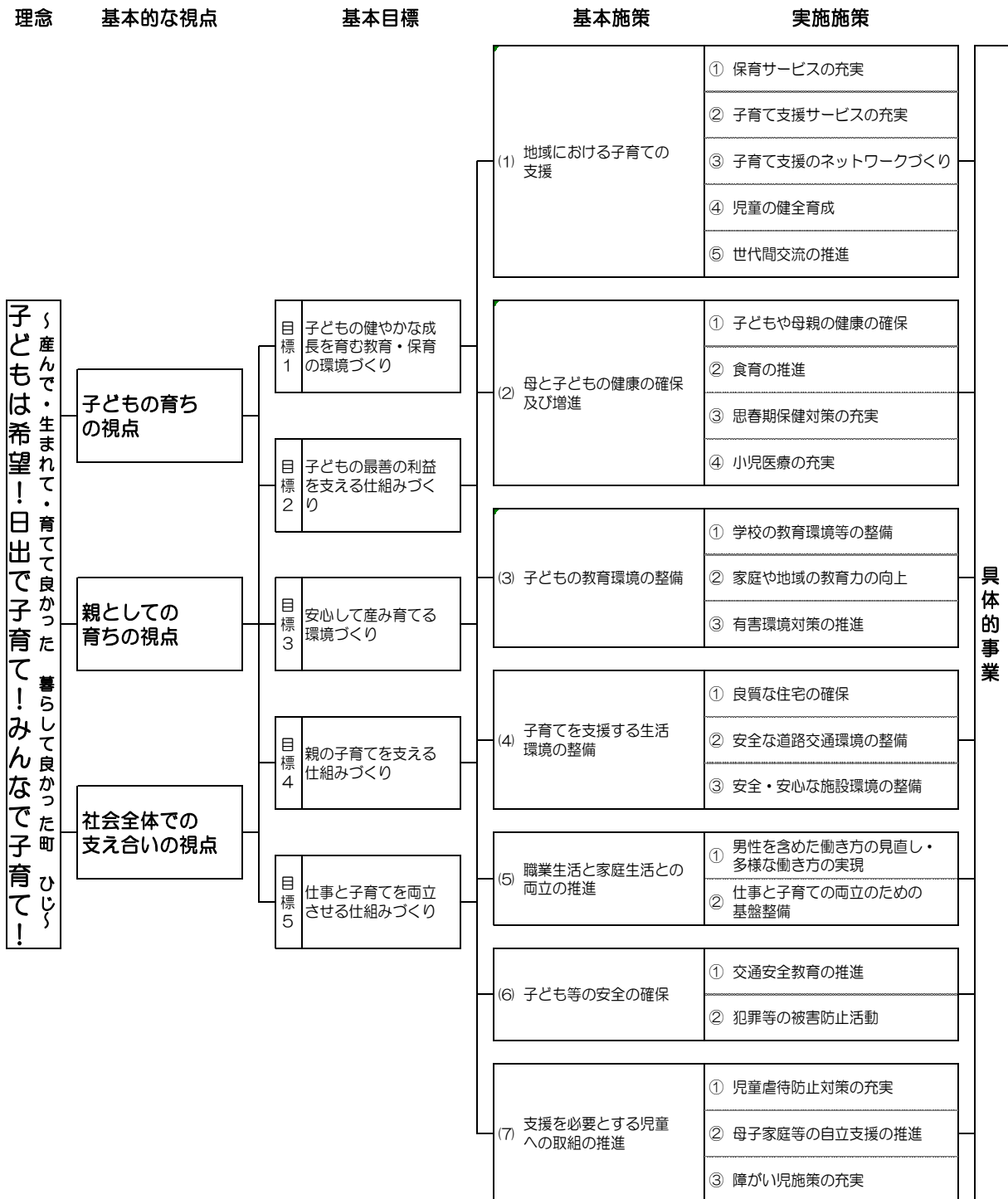
この計画は、日出町総合計画を上位計画とし、第2次いきいき日出町健康・食育プランなどとの整合性を図ります。



5 施策の体系

この計画は、日出町次世代育成支援後期行動計画の事業内容を引き続き継承するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するため、「理念」、「基本的視点」、「基本目標」は「子ども・子育て支援事業計画」と同じ内容とし、「基本施策」、「実施施策」については日出町次世代育成支援後期行動計画の内容を引き続き継承するものとします。

施策の体系図は次のとおりです。



6 日出町次世代育成支援第3期行動計画の内容

(1) 地域における子育ての支援

【施策展開の基本方針】

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育て環境が大きく変化しており、子育て家庭の孤立化や子育てに不安を抱える保護者が増加傾向にあります。

このような中で、子どもが健やかに育つ環境を整備するとともに、子育て家庭を地域全体で支えていくことが必要です。

そのために、子育て団体等各種団体と地域と行政が連携を図りながら、子育てに関する多様なニーズに対応できる体制整備、サービスを提供することが求められています。

① 保育サービスの充実

【施策の方向】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが多様化しています。

そこで、子どもの健やかな育ちを考えるとともに、保護者が仕事と子育てを両立できるように、ニーズに応じた保育サービスの充実や経済的負担軽減を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
1	通常保育事業	福祉対策課	平成25年度に町内認可保育所の定員総数を15名増やすことで待機児童の解消を実現しました。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
2	延長保育事業	福祉対策課	町内すべての認可保育所で実施しています。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
3	障がい児保育事業	福祉対策課	障がい児の保育ニーズが増加しています。集団生活が可能な児童は認可保育所全園で利用が可能です。障がいの程度により保育士の加配を行い、障がい児の処遇改善を行っています。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
4	休日保育事業	福祉対策課	実施に至っていません。	継続 保護者のニーズを見極めながら、実施を検討していきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
5	病児・病後児保育事業	福祉対策課	関係機関と協議を行ってきましたが、事業の委託先との調整が難航したため、実施に至りませんでした。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
6	一時保育事業	福祉対策課	認可保育所全園で実施しています。平成26年度から子どもの年齢に関係なく、時間で料金を設定し、利用しやすくしました。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
7	広域入所保育事業	福祉対策課	保護者の利便性を考慮した広域入所について、近隣市町と連携して取り組んでいます。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
8	保育所緊急整備事業	福祉対策課	認可保育所3園（豊岡、川崎、山茶花）で整備を実施しました。	継続 安心・安全な保育環境の整備に向けて耐震補強等の施設改良を計画的に図ります。
9	大分にこここ保育支援事業	福祉対策課	保育料の軽減措置に取り組んでいます。	継続 子育て家庭の経済的負担の軽減のため継続して取り組みます。
10	幼稚園における子育て支援事業	教育総務課、学校教育課	通常の保育終了後、引き続き18時まで預かり保育を行っています。また、給食を実施するなど就園率の増加に努めています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。



② 子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や悩みを抱えながらも、身近に相談できる人や子育てに協力してくれる人がいないため、子育ての不安や負担を感じている人がいます。

このため、子育て中の保護者が孤立しないよう、子育ての楽しさを実感しながら、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
11	地域子育て情報の発信	福祉対策課	ホームページや町報、子育て応援マップを配布して子育ての情報を発信しています。情報を得にくいと感じている保護者への情報提供が課題です。	継続 ホームページを充実するなど、情報提供の方法を工夫します。
12	地域子育て支援拠点事業	福祉対策課	児童館2か所と地域子育て支援センター1か所を拠点施設として、利用者間の交流や子育て相談を行っています。拠点施設のない小学校区（豊岡、日出、川崎）では出張子育て広場を開催しています。拠点活動の周知や、拠点施設のない校区への広場開催が課題です。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
13	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）	福祉対策課	研修を受けたボランティアが未就学児のいる家庭を定期的に訪問し、親に寄り添いながら傾聴（相談事などを受け止める）や協働（育児や家事などを一緒に行う）等の活動をしています。利用件数は増加傾向にあります。	継続 事業の周知を図り、利用しやすい環境づくりに取り組みます。
14	ファミリー・サポート・センター事業	福祉対策課	事業の委託先の調整が難航したため、実施には至っていません。	移行 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
15	子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライト事業）	福祉対策課	平成27年度から児童養護施設に委託予定です。	新規 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
16	児童手当支給事業	福祉対策課	子ども1人につき月額3歳未満15,000円、小学生以下第1子・2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生10,000円の手当給付を国の基準により実施しています。	継続 引き続き国の制度改正に適切に対応して実施するとともに制度変更等の広報活動に取り組み周知を図ります。
17	日出町ブックスタート事業	福祉対策課	絵本の読み聞かせをとおし、親子で楽しい時間が持てるよう、4か月児健診時に、絵本をプレゼントし、読み聞かせの体験をしています。絵本の読み聞かせを始めるきっかけづくりになっています。	継続 ボランティアの確保と研修会の開催等で活動を支援します。

③ 子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向】

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、子育て支援サービスの地域ネットワークを形成していくことが重要な課題となります。

このため、関係機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止など地域全体で、子育てを支える環境づくりに努めます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
18	母親クラブ育成事業	福祉対策課	母親クラブは地域における児童を持つ母親等の連帯組織で現在3クラブあります。世代間の交流等も図れることから、子育て支援の一役を担うものです。	継続 引き続き母親クラブへの支援の充実と父親の子育て意識の向上を目的とした事業に取り組みます。
19	主任児童委員、民生委員・児童委員活動	福祉対策課	民生委員・児童委員54名と、児童問題を専門的に扱う主任児童委員5名で、子どもや子育て家庭の「声」を聴き、子育てに関する情報を提供し、関係機関とのパイプ役として、地域で活動を行っています。	継続 主任児童委員や児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。

④ 児童の健全育成

【施策の方向】

核家族化や共働きの増加により、「小1の壁」と言われる悩みを抱えた保護者が増加傾向にあり、放課後児童クラブの利用者もここ数年増加しています。

町内には各小学校区において放課後児童クラブがありますが、定員の問題等解決しなければならない課題があります。

また、地域の子ども会指導者の育成を進めるとともに、地域ボランティアの協力を得て、児童の健全育成を地域全体で進めていきます。また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、学校や関係機関等との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
20	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ運営事業)	福祉対策課	すべての小学校区に児童クラブを設置しましたが、川崎地区においては、待機児童がいるため、新たなクラブの設置が課題です。	移行 放課後子ども総合プランを尊重しながら放課後子ども教室との連携を図ります。 日出町子ども・子育て支援計画に沿って取り組みます。
21	地域「協育力」向上支援事業 (放課後子ども教室)	生涯学習課	豊岡と川崎の小学校区で放課後子ども教室を実施しています。 ボランティアの確保や放課後児童クラブとの連携等についての課題があります。	継続 放課後子ども総合プランを尊重しながら放課後子ども教室の活動を充実させるとともに放課後児童クラブとの一体的運営等の連携を図ります。
22	児童館運営事業	福祉対策課	児童への「健全な遊びの場」として児童館を町内に2施設運営し、児童の健康増進や情操教育などを行っています。	継続 児童館が子育て家庭や異年齢の子どもとの交流の場となるよう活動の支援を行います。
23	スポーツ少年団育成事業	生涯学習課	地域社会において各種社会活動に取り組むスポーツ少年団と連携して、健全育成と地域づくりに貢献する人づくりに取り組んでいます。	継続 引き続きスポーツ少年団と連絡調整を行い、健全育成と地域づくりに貢献する人づくりを支援します。
24	子ども会育成事業	生涯学習課	子ども会活動を通じて子育て世代と地域住民との結びつきが深まっています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
25	図書館における読み聞かせ支援事業	図書館	ボランティアにより図書館にて定期的に読み聞かせを実施するとともに、町内幼稚園に出張して読み聞かせを実施しています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
26	不登校児童通所事業	福祉対策課 生涯学習課 学校教育課	不登校児童へのふれあいの場を週1回開催しています。教育委員会や大学生ボランティアと連携して毎週水曜日に実施しています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
27	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	生涯学習課	平成23年3月にクラブを設立して実施しています。参加者の確保・指導者の人材育成が必要です。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。

⑤ 世代間交流の促進

【施策の方向】

核家族化・少子化に伴い、多くの家庭で、家庭内で助け合う、学び合うといった体験が失われつつあります。また地域における人間関係の希薄化等による地域の教育力の低下が指摘されています。地域の公民館活動などを通じ、世代間交流の充実を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
28	公民館活動の充実	生涯学習課	町内の6の地区公民館及び74の自治公民館において、地域の高齢者、成人、子どもの三世代が交流を深める行事が実施されています。	継続 地域ごとに各世代のリーダーの育成に努めるなど、地域における世代間交流の促進を意識した取り組みを行います。

(2) 母と子どもの健康の確保及び増進

【施策展開の基本方針】

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、女性の社会進出など母子を取り巻く環境が大きく変化していくなか、「安心して子どもを生み、子どもが健やかに育つ地域社会」をめざして、保健、医療、福祉及び教育の各分野の連携を強化して母子保健施策の充実を図っていきます。

① 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導等の充実を図ります。

特に子育ての不安解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。

また、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故防止のための啓発の取組を推進していきます。さらに、妊娠や出産の満足度が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊婦やその家族に出産準備教育や相談の場の提供を行い、妊娠・出産・育児期の支援の充実を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
29	母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業	福祉対策課	母子健康手帳交付時に保健師、助産師がすべての妊婦に面接し、保健指導をしています。また、妊婦健康診査受診票（14回分）を交付し、経済的負担を軽減し、健診を受けやすくしています。	継続 母子健康手帳交付時を利用して、特定妊婦を把握し、産婦人科医療機関と連携しながら支援をします。また、受診票を利用して、定期的に健診を受けるよう勧めます。
30	お母さん教室	福祉対策課	妊娠・出産について学び、同時期に出産予定の妊婦の交流の場となっています。参加者は増加傾向にあります。	継続 参加しやすい環境づくりに取り組みます。
31	両親学級（ママ・パパ学級）	福祉対策課	男性が参加しやすいように日曜日に開催しています。妊産婦の心身の変化や育児について学び、男性の育児参加への意識の向上を図っています。参加者は年々増加しています。	継続 必要に応じて実施回数を検討します。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
32	ペリネイタルビジット（育児等保健指導事業）	福祉対策課	産婦人科医から小児科医への紹介により、小児科で育児に関する保健指導を無料で受けることができます。妊産婦の育児不安の軽減の機会となっています。	継続 産婦人科や小児科医療機関と連携して、妊産婦の子育ての不安軽減に努めます。
33	乳児家庭全戸訪問事業	福祉対策課	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談や子育てサービスの情報提供をしています。すべての家庭に訪問ができています。また、月1回育児支援会議を開催し、今後の支援について協議しています。	移行 子ども・子育て支援事業計画に沿って取り組みます。
34	育児相談事業（のびのび育児相談）	福祉対策課	各種個別相談（保健、栄養、歯科）や絵本の読み聞かせ等を行っています。	継続 育児相談を受けるとともに各種保健指導を行います。
35	4か月児健康診査事業	福祉対策課	疾病や障がいの早期発見、早期治療（療育）とともに、事故予防対策の普及啓発、保護者への育児支援をしています。3歳児健診では、心理士や保育士を配置し、専門的な相談を受けやすいようにしています。健診受診者は増加傾向にあります。	継続 未受診者の状況を把握し、健康診査を受けるように勧めます。
36	1歳6か月児健康診査事業	福祉対策課		
37	3歳児健康診査事業	福祉対策課		
38	乳児健康診査（医療機関）事業	福祉対策課	乳児期の中に2回、医療機関で健診が受けられるよう受診票を交付しています。受診票が利用できる期間を延長し、健診を受けやすくしました。受診票を使っていない人がいます。	継続 受診票の利用を勧め、健康診査を受けるように勧めます。
39	5歳児こころと体の相談会	福祉対策課	年4回開催し、診察や各種相談（心理、言語、保育、栄養、福祉）を行い、安心して就学が迎えられるように支援をしています。対象者全員にアンケートを送っていますが、返事がない方が数名います。	継続 5歳児相談会の意義について理解を得られるように周知と相談会の内容充実を図ります。相談会後は保護者や関係機関と連携を図りながら、就学に向けて支援をしていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
40	精密健康診査	福祉対策課	乳幼児健診後に精密検査が必要な子どもに受診票を交付し、専門機関の受診を勧めています。 保護者の希望で受診しない人もいます。	継続 未受診者については、保護者と面接をしながら、対応していきます。
41	きらら相談（心理相談）	福祉対策課	年4回、臨床心理士による心理相談を実施しています。 相談希望者が増えています。	継続 必要に応じて回数を検討します。
42	5歳児フォロー相談会	福祉対策課	5歳児相談会後に児童精神科医による相談会を年4回実施しています。	継続 相談会への参加を促します。
43	訪問指導事業	福祉対策課	妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児の訪問を実施しています。	継続 産婦人科や小児科、保健所など関係機関と連携を図りながら、訪問指導を行います。
44	歯科保健事業	福祉対策課	乳幼児健康診査や育児相談、2歳児歯っぴー教室で、講話やブラッシング指導等を実施しています。 3歳児のむし歯保有率や一人平均むし歯本数、12歳児の一人平均むし歯本数が県平均を大きく上回っています。	継続 保護者や歯科医師会、歯科衛生士会、保育園、幼稚園、学校等と連携して、歯科健診や歯科保健指導など、歯科保健対策をより充実させ、乳幼児のむし歯を減らすように取り組んでいきます。
45	予防接種事業	福祉対策課	すべての予防接種が医療機関で受けられるようになりました。また、県外で受けた場合でも接種費用を助成して、予防接種を受けやすい環境づくりに努めています。 しかし、接種率が95%に達していない予防接種があります。	継続 未接種者に予防接種の勧奨をしていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
46	任意予防接種費用の一部助成	福祉対策課	平成 26 年度から、おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ、成人の風しん予防接種費用の一部助成を始めました。疾病予防と保護者の経済的負担の軽減になっています。	新規 周知を図り、一部助成を継続していきます。 *水痘予防接種は平成 26 年 10 月から定期予防接種に位置付けられました。
47	不妊治療についての情報提供及び医療費の助成	福祉対策課	不妊治療の助成についての情報は、住民に浸透してきており、医療費の助成件数は年々増加しています。	継続 広報等により情報提供を行います。また、相談先の周知を図ります。
48	未熟児養育医療の給付	福祉対策課	からだの発育が未熟なまま出生した赤ちゃんで、特別な医療を必要とする場合、母子保健法に基づいて医療費の給付を行い、保護者の負担を軽減します。	新規 対象者に適切に対応します。

② 食育の推進

【施策の方向】

安全で身体によい食べ物を選ぶ力を身につけるため、食品表示や産地情報の確認をするなど食に関する学習を進める必要があります。

「食育」については妊娠期、乳幼児期、学童・思春期において一人一人が学び、考え、そして判断ができるようになるための食育教育に取り組む必要があります。朝食の欠食等、食習慣の乱れや思春期やせにみられるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状に鑑み、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

また、低出生体重児の増加を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが重要です。

第2次いきいき日出町健康・食育プランに沿って進めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
49	日出町食生活改善推進事業	健康増進課	日出町中央公民館、日出町児童館などと協働して親子料理教室、子ども料理教室、男性料理教室などを開催して、食生活改善の普及をしています。	移行 第2次いきいき日出町健康・食育プランに沿って取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
50	乳幼児健診時の栄養指導	福祉対策課	健診時に個別栄養指導を行っています。 乳幼児の健康維持・増進を図るため、わかりやすい栄養指導を実施しています。	移行 第2次いきいき日出町健康・食育プランに沿って取り組みます。
51	離乳食教室	福祉対策課	栄養の講話と離乳食の試食、個別相談を行っています。母親同士の交流の場にもなっています。	移行 第2次いきいき日出町健康・食育プランに沿って取り組みます。

③ 思春期保健対策の充実

【施策の方向】

10代の自殺や性、不健康やせ等の思春期における課題は、子どもの心身の健康に関する重要な課題です。性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、喫煙や薬物等に関する教育、学童・思春期における心の問題にかかる相談体制の充実を進めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
52	性教育の実施	学校教育課	各学校において年間指導計画を作成・実施しています。	継続 各学校において年間指導計画を作成・実施します。
53	薬物乱用防止教育の実施	学校教育課	薬物乱用防止啓発本の配布、及び薬物乱用防止教室を開催しています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。

④ 小児医療の充実

【施策の方向】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実や、医療費の経済的負担の軽減を推進していきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
54	小児救急医療支援事業	福祉対策課	夜間における子どもの急病に対する医療や休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保しています。	継続 引き続き緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
55	子ども医療費助成事業	福祉対策課	未就学児の入院・通院に加え、小中学生の入院についても医療費が無料になりました。 軽い気持ちで時間外に救急医療を利用する等による医療費の増大が課題です。	継続 引き続き医療費の助成を行うとともに広報等により適切な受診の推進を行います。 助成対象年齢の見直しを検討します。

(3) 子どもの教育環境の整備

【施策展開の基本方針】

近年、児童虐待の増加や不登校、いじめといった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などが考えられています。また、親においても、子どもの教育やしつけの仕方がわからないといった育児に関する悩みが広がっています。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で父母その他の保護者は重要な役割を担っています。

家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを創っていくことが必要です。

学校教育では、子ども一人一人が自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域とが連携しながら、教職員の創意工夫による教育活動など、特色ある学校づくりに努めることが必要です。

また、いじめ、不登校、非行などの課題解決に向けた、教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を図るなど、子どもの健全育成を進めていくことが必要です。

① 学校の教育環境等の整備

【施策の方向】

次代を担う子どもたちが、心豊かに成長していくことが、今後の地域活性化に重要な課題となっています。

そのためには、地域において豊かでたくましく生きる人間の育成や、生きる力の育成を行う必要があります。

また、学校施設については、学習内容、指導方法等の多様化に対応した環境作りや地域住民の学習、スポーツ、文化活動の場として開放するとともに教育環境の整備に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
56	チームティーチング、少人数指導の実施（習熟度別指導の充実）	学校教育課	町内のほとんどの小・中学校で取り組んでいますが、教科が限定されています。	移行 今後は日出町教育振興計画に沿って習熟度別指導の充実として取り組みます。
57	学力向上対策事業（基礎基本定着度調査、学力向上会議等）	学校教育課	日出町学校教育指導方針及び学力向上推進計画に基づき、学力向上に向けた具体的な方策を講じています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
58	総合的な学習の時間における外部人材の活用	学校教育課	平成 20 年度から中学校2年生で職場体験を行っています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
59	スクールカウンセラー、心の教育相談事業	学校教育課	日出中は単独校、大神中は拠点校として配置して南端中をカバーしています。また、川崎小と豊岡小は単独校として配置しています。他の3校は必要に応じて、日出中担当のカウンセラーが対応しています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
60	道徳教育の充実	学校教育課	道徳の全体計画と年間指導計画を作成し、それに基づき指導を行っています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
61	ホームページによる教育情報の公開	学校教育課	各小・中学校とも独自のホームページを公開しています。	継続 引き続きホームページの更新等により学校情報の公開に取り組めます。
62	学校改築の計画的な実施	教育総務課	学校の耐震補強は完了しましたが、老朽化について計画的な改修が必要になっています。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
63	「協育」ネットワーク構築推進事業	学校教育課 生涯学習課	各小学校区に地区公民館を拠点とした「協育」ネットワークの構築をめざして取り組んでいます。	継続 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
64	小規模特認校	学校教育課	南端小・中学校が平成21年度より小規模特認校となりましたが南端小学校の休校により利用実績はありません。	廃止 小規模特認校制度の利用がないため、指定を受けている小・中学校は現在ありません。
65	小学校・幼稚園・保育所の連携	福祉対策課 学校教育課	小1プロブレム対策推進事業により小学校・幼稚園・保育所の相互連携に取り組んでいます。	移行 日出町教育振興計画に沿って取り組みます。
66	幼児教育支援事業（幼稚園）	教育総務課	保護者の所得状況に応じた経済的負担軽減として保育料の減免を行っています。	継続 保育料は保護者の所得状況に応じた設定にします。

② 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知識等は、学校教育ではなしえないことです。

近年の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

また、家庭や地域における教育力向上のため、親としての意識改革等の育成を図ることも重要です。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
67	家庭の教育力の向上 （家庭教育支援事業）	生涯学習課 学校教育課 福祉対策課	家庭教育支援として公民館と幼稚園が連携し、家庭教育講座を小学校区ごとに開催しています。	継続 家庭教育を支援するため、保護者に対する学習機会の提供や情報発信等に取り組みます。

③ 有害環境対策の推進

【施策の方向】

スマートフォンの普及、Wi-Fi 環境やインターネット環境の整備に伴い、いつでも・どこでも・誰でもインターネットに接続することができるようになりました。

インターネットは、情報ツール、教育、子どもの問題解決能力の育成、エンターテインメント等として活用できる反面、有害サイト、犯罪、個人情報、著作権、悪徳商法、迷惑メール、不正アクセス、身体的・心理的悪影響など、様々な問題に子どもたちが巻き込まれる危険性も高く、新たな社会問題となっています。

家庭、学校、地域社会はもとより、青少年に関わる各種団体、警察等の関係機関、行政が更に緊密な連携を図りながら子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが大切です。

具体的施策は大分県が実施主体となるインターネット環境問題等に係る有害環境対策事業に協力しながら対応していくこととします。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
68	環境浄化モニター活動（青少年健全育成推進事業）	生涯学習課	あいさつ運動などにより地域全体で良好な社会環境の整備に向けて取り組んでいます。	継続 家庭、地域、学校が一体となり、良好な社会環境の整備に向けた取り組みを推進します。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

日出町は、豊かな美しい自然・田園環境とすぐれた歴史的文化遺産に恵まれています。これら先人から受け継ぎ、また、守り育ててきた自然・歴史・文化などの資源を、今後も大切に保全し、子どもの育ちにやさしい地域環境をつくり、次の世代に引き継いでいくことは、重要な使命です。

また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、公共空間の確保や、子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

① 良質な住宅の確保

【施策の方向】

子育てを担う若い世代が求める、広くゆとりある住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

また、公営住宅はシックハウスの原因とならないよう材料の確認を行い、室内空気環境の安全性の確保を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
69	公営住宅の整備	都市建設課	町営住宅入居者の生活に支障となるような床や壁の修繕や改修を随時行うなど生活環境の向上に取り組んでいます。	継続 引き続き町営住宅における生活環境の向上に取り組みます。
70	シックハウス対策の推進	都市建設課	住宅の修繕や改修時に、シックハウスの原因とならないよう材料の確認に十分注意しています。	継続 引き続き住宅の修繕や改修時に、シックハウスの原因とならないよう材料の確認に十分注意します。

② 安全な道路交通環境の整備

【施策の方向】

安全性の高い道路交通環境の確保を町づくりの観点に立って、計画的かつ効率的な整備を図る必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
71	安全な歩道整備事業	都市建設課	道路改修時に歩道を整備するとともに、破損の著しい舗装や歩行の障害となる植樹帯について改修しています。	継続 引き続き安全な歩道の維持・整備に取り組みます。

③ 安全・安心な施設環境の整備

【施策の方向】

利便性や安全面の確保に重点を置いた公園整備を推進していく必要があります。

また、子どもや親などの事故を未然に防ぐため、道路、公園等公共施設について、事故防止に配慮した環境設計を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
72	子どもの遊べる公園整備	都市建設課	遊具の安全点検を随時行うとともに大型複合遊具施設の設置に取り組みました。	継続 引き続き公園における遊具の安全点検と環境整備に取り組みます。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

【施策展開の基本方針】

仕事を持つ母親は年々増加傾向にあります。仕事を持つ母親の子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するためにも、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

仕事中心の生活を送る父親が、子育てに参加するきっかけとなるよう、子育ての大切さや子育てに対する意識をもてるような取組をすることが重要です。

① 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現

【施策の方向】

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事と家庭のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにすることが大切です。

そのため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発・啓蒙、情報の提供に努めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
73	男女共同参画プランの推進	総務課	日出町男女共同参画基本計画に沿って家庭生活と仕事の両立を促す啓発活動に取り組んでいます。事業主の意識が低いのと男性へ情報が届きにくいのが課題です。	継続 引き続き日出町男女共同参画基本計画に沿って家庭生活と仕事等の両立を促す啓発活動に取り組めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【施策の方向】

仕事と子育ての両立を支援するため、各種子育て支援施策の情報の啓発を企業に要請するとともに、児童施設についても利用時間の延長を図るなど保護者が働きやすい環境を整えていきます。

また、関係機関や企業等との連携、協力のもとに結婚・出産後も仕事を続けることができるよう取組を進めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
74	仕事と子育ての両立の推進	総務課 福祉対策課	企業は子育てに対する理解が必要です。また、男性が育児にかかわるには職場の理解が不可欠です。	継続 引き続き日出町男女共同参画基本計画に沿って家庭生活と仕事等の両立を促す啓発活動に取り組めます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
75	意識改革推進のための広報、啓発、講演会	総務課	日出町男女共同参画基本計画の普及・啓発を目的として日出町女性団体連絡協議会による啓発用ティッシュ配りのキャンペーン活動を行っています。	継続 引き続き日出町男女共同参画基本計画に沿って家庭生活と仕事等の両立を促す啓発活動に取り組みます。

(6) 子ども等の安全の確保

【施策展開の基本方針】

交通環境の大幅な変化、交通マナーの低下、あるいは交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、特に交通弱者である多くの子どもや高齢者などがこの犠牲になっているのが現状です。このことから、歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全啓発が必要であるとともに、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていく必要があります。

また、一方で、不審者遭遇事案が身近で起こっており、自主防犯パトロール隊など地域生活での子どもの見守り等の安全確保が求められています。

子どもの安全確保については地域との連携が不可欠であり、人材確保とともに地域住民の防犯意識の醸成が必要です。

① 交通安全教育の推進

【施策の方向】

道路交通環境の整備に伴い交通量は、今以上に増加することが見込まれています。

交通事故発生の危険性は交通量に比例して高まる中、子どもを交通事故から守るための対策を推進する必要があります。

交通安全教育として、警察を中心に、各関係団体等により児童・生徒を中心に、交通安全教室等が実施されていますが、今後も、関係団体、地域市民が一体となった交通安全対策への取組を図ることが必要です。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
76	交通安全教室	生活環境課	町内各小学校1年生と町内各幼稚園児を対象に年1回、交通安全教室を実施しています。また交通安全協会において自転車運転教室の実施に取り組んでいます。	継続 引き続き交通安全教室を実施するとともに自転車運転教室の実施に取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
77	交通安全のボランティア指導事業	生活環境課	交通指導員の研修を行い、交通指導の充実と交通指導員の育成を図ります。	継続 交通指導の充実と交通指導員の育成を図るとともに交通指導ボランティアとの連携を図ります。

② 犯罪等の被害防止活動

【施策の方向】

犯罪から子どもを守るとともに、少年の非行を防止する対策を警察、学校等の関係団体や青少年育成健全団体等と地域、家庭が連携を図りながら取組を進めることが重要です。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
78	犯罪等の被害防止の活動（子ども連絡所）	総務課 学校教育課	公立幼稚園入園児又は小学校入学時に防犯ブザーを配布しています。子ども連絡所については毎年確認して広報することが必要です。	継続 全児童に防犯ブザーを配布します。子ども連絡所については毎年確認して広報するよう取り組みます。
79	地域安全ニュース	総務課	月1回、防犯に関する広報「NEWまもるくん」を各区で回覧しています。	継続 引き続き「NEWまもるくん」を各区で回覧します。
80	街頭指導	総務課 学校教育課	月1回、各学校にて校区巡視として街頭指導を実施しています。また、花火大会や盆踊り大会の時は学校・PTA・警察・補導員等が協力して夜間の街頭指導を行っています。	継続 引き続き月1回、各学校にて校区巡視として街頭指導を実施するとともに関係機関と連携して非行防止に取り組みます。
81	犯罪等の被害防止ボランティア（個人）事業	総務課	自主防犯パトロール隊への助成や用品支給をしています。	継続 引き続き自主防犯パトロール隊の育成と助成及び用品支給を実施します。

(7) 支援を必要とする児童への取組の推進

【施策展開の基本方針】

児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その背景は複雑化しています。すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の未然防止と早期発見が必要であり、虐待が起因する問題には関係機関が連携して取り組むとともに、地域全体で対応する仕組みづくりが求められています。

また、ひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。

さらに、障がいのある子どもを持つ家庭では社会的な不安を抱えており、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

① 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

児童虐待は経済状況、家族関係など様々な問題が絡み合う場合が多いため、関係機関が情報を共有し、共通理解のもとで支援を進める必要があります。虐待の未然防止、早期発見、適切な対応、保護、自立支援に至るまで子どもを取り巻くすべての人々が連携し、切れ目のない総合的な支援体制のさらなる強化に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
82	要保護児童対策地域協議会	福祉対策課	要保護児童の早期発見と適切な支援に向けて、月1回の実務者会議と年1回の代表者会議を実施しています。また、随時個別ケース検討会議を開催しています。実務者会議で関係機関と顔の見える関係ができ、スムーズな連携と支援につながってきています。	継続 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催して関係機関において要保護児童の情報共有を図り、地域で子どもや保護者の支援に取り組みます。
83	家庭児童相談事業	福祉対策課	相談支援の充実に努めています。要支援家庭へ適切な援助を行い、養育者の育児不安の軽減や養育環境の改善を図り、児童の成長をサポートするよう努めています。平成25年度から児童心理士を配置し、心理的な面から子どもや保護者の相談を受けています。相談件数は年々増加しています。	継続 相談支援の充実に努めます。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向】

ひとり親家庭を対象とし、子ども・子育て支援の各事業の優先利用や利用料の負担軽減措置など、ひとり親家庭のニーズに配慮した支援を検討します。

また、ひとり親家庭に係る支援サービスの周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

さらに、県と連携し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により職業訓練・資格取得を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
84	児童扶養手当	福祉対策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給しています。	継続 対象者への周知を図り、適正な受給となるように取り組みます。
85	ひとり親家庭等医療費助成事業	福祉対策課	平成24年12月から、医療費の現物給付制度が導入され、利用者の負担軽減につながっています。	継続 引き続きひとり親家庭の医療費を助成します。
86	ひとり親世帯小口資金貸付事業	福祉対策課	ひとり親家庭の母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長促進を図っており、日出町母子寡婦福祉会の貸付事業として実施しています。	継続 対象をひとり親家庭の父まで拡大し、ひとり親家庭の父又は母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。
87	遺児手当	福祉対策課	父母を亡くし又は父母と生計を同じくしていない児童に支給しています。	継続 引き続き父母を亡くし又は父母と生計を同じくしていない児童に支給します。

③ 障がい児施策の充実

【施策の方向】

障がい児が地域において健やかに生活するための福祉サービスについては、多様化と質の充実が求められています。

在宅及び施設における各種サービスの提供はもとより、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、ともに暮らせる地域社会の実現に向けた取組が重要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるようデイサービスをはじめ、保育所や放課後児童クラブ等における障がい児受け入れ等、各種保育サービスとの連携を図ることが大切です。

事業番号	事業名称	担当課	現状と課題	新規・移行・継続・廃止
88	特別児童扶養手当	福祉対策課	精神及び身体に障がいのある20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的に手当を支給しています。 受給資格者の適切な把握に努めることが必要です。	継続 引き続き精神及び身体に障がいのある20歳未満の児童に対して手当を支給します。
89	障害児福祉手当	福祉対策課	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障がい児(20歳未満)に対して、手当を支給しています。	継続 日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障がい児(20歳未満)に対して、手当を支給します。
90	補装具費支給事業	福祉対策課	身体障害者手帳を所持している障がい児に対して身体機能の補完・代替するために補装具の購入又は修理にかかる費用の一部を支給しています。	継続 身体障害者手帳を所持している障がい児に対して身体機能の補完・代替するために補装具の購入又は修理にかかる費用の一部を支給します。
91	小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	福祉対策課	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児童の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 平成25年度までは利用実績はありません。	継続 対象者がスムーズに利用できるよう広報啓発を図ります。
92	児童居宅介護(ホームヘルプサービス)／障害者自立支援給付事業	福祉対策課	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護等を行っています。手帳の新規取得者等に対し、サービスの説明を行う必要があります。	継続 引き続き居宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
93	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業	福祉対策課	障がい児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行っています。町内には障がい児が利用できる施設が2か所ありますが、身近な地域でサービスの利用ができる環境整備が求められています。	継続 引き続き障害福祉計画に沿って、障がい児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等に取り組めるよう支援します。

94	児童短期入所（ショートステイ）／障害者自立支援給付事業	福祉対策課	介護者が病気その他の理由により介護を行うことができない時に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ及び食事の介護等を行っています。	継続 引き続き介護者が病気その他の理由により介護を行うことができない時に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。
95	重度心身障害者医療費給付事業	福祉対策課	重度心身障がい児に対して、医療費の一部を支給しています。	継続 重度心身障がい児に対して、医療費の一部を支給します。
96	育成医療／自立支援医療	福祉対策課	身体障がい児が対象で、障がいを除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を給付しています。	継続 引き続き身体障がい児が対象で、障がいを除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を給付します。
97	心身障害者福祉年金給付事業	福祉対策課	日出町に1年以上居住し、他に障がいによる公的年金を受給していない者で身体障害者手帳4級以上の級が表示された者、療育手帳「A」と表示された者に受給資格があります。	継続 引き続き日出町に1年以上居住し、他に障がいによる公的年金を受給していない者で身体障害者手帳4級以上の級が表示された者、療育手帳「A」と表示された者に給付します。
98	日常生活用具給付事業／地域生活支援事業	福祉対策課	重度障がい児に対し、その日常生活を容易にするためにストーマ装具、訓練いす、入浴補助具などの給付等を行っています。	継続 重度障がい児に対し、日常生活を容易にするためにストーマ装具、訓練いす、入浴補助具などの給付等を行います。
99	在宅重度身体障害者住宅改造助成事業／地域生活支援事業	福祉対策課	障がい児の快適な生活環境を確保するために障がい児、又はその障がい児と同居する方が住宅設備等を改善する費用を助成しています。	継続 引き続き障がい児の快適な生活環境を確保するために障がい児、又はその障がい児と同居する方が住宅設備等を改善する費用を助成します。
100	日中一時支援事業／地域生活支援事業	福祉対策課	障がい児の介護者が何らかの理由により在宅支援できないとき、一時的に施設において支援を行っています。	継続 引き続き障がい児の介護者が何らかの理由により在宅支援できないとき、一時的に施設において支援を行います。

7 事業目標

各種施策を推進するために、数値目標を下記のとおり設定するとともに今後、本町の財政状況等を踏まえつつ、目標達成に努めていきます。

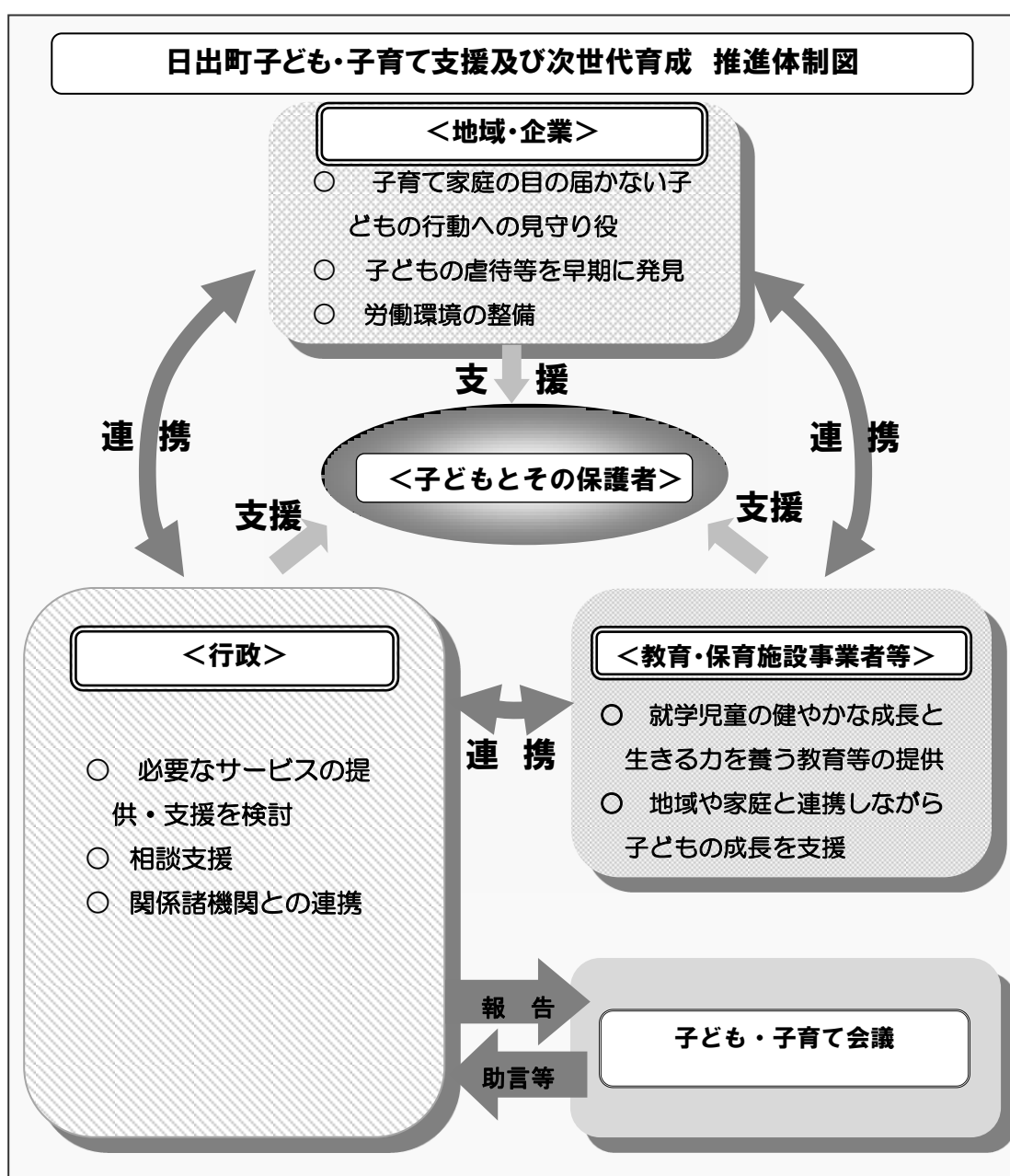
No.	事業名	項目等	現状 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	備考
9	大分にこここ保育支援事業	軽減対象	継続	継続	
21	放課後子ども教室	実施数	2か所	5か所	放課後児童クラブと一体的に取り組む
30	お母さん教室	参加者数	46人	60人	
31	両親学級（ママ・パパ学級）	参加者数	66人	80人	
33	訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問）	訪問実施率	100.0%	100.0%	
34	育児相談事業（のびのび育児相談）	開催回数	月1回	月1回	
35	4か月児健康診査事業	受診率	97.9%	99%	
36	1歳6か月児健康診査事業	受診率	94.8%	97%	
37	3歳児健康診査事業	受診率	95.7%	96%	
44	歯科保健事業	むし歯のない3歳児の割合	65.8%	72%	
50	1歳6か月児健康診査時栄養指導	実施率	93.0%	95.0%	
51	離乳食教室	参加組数	128組	180組	
53	薬物乱用防止教育の実施	教室開催回数	年1回	年1回	
65	小学校・幼稚園・保育所の連携	研修会開催回数	年2回	年2回	
76	交通安全教室（自転車教室）	開催校回数	小学校4校 年1回	小学校5校 年1回	自転車教室は希望校で交通安全協会が実施する
79	地域安全ニュース	発行回数	月1回	月1回	
82	要保護児童対策地域協議会	開催回数	代表者会議 年1回 実務者会議 年12回	代表者会議 年1回 実務者会議 年12回	

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携・協働

日出町では、子ども・子育て支援及び次世代育成施策を総合的かつ計画的に推進するため、家庭、教育・保育施設、地域、企業などと相互に連携・協働しながら子育て支援及び次世代育成に取り組んでいきます。

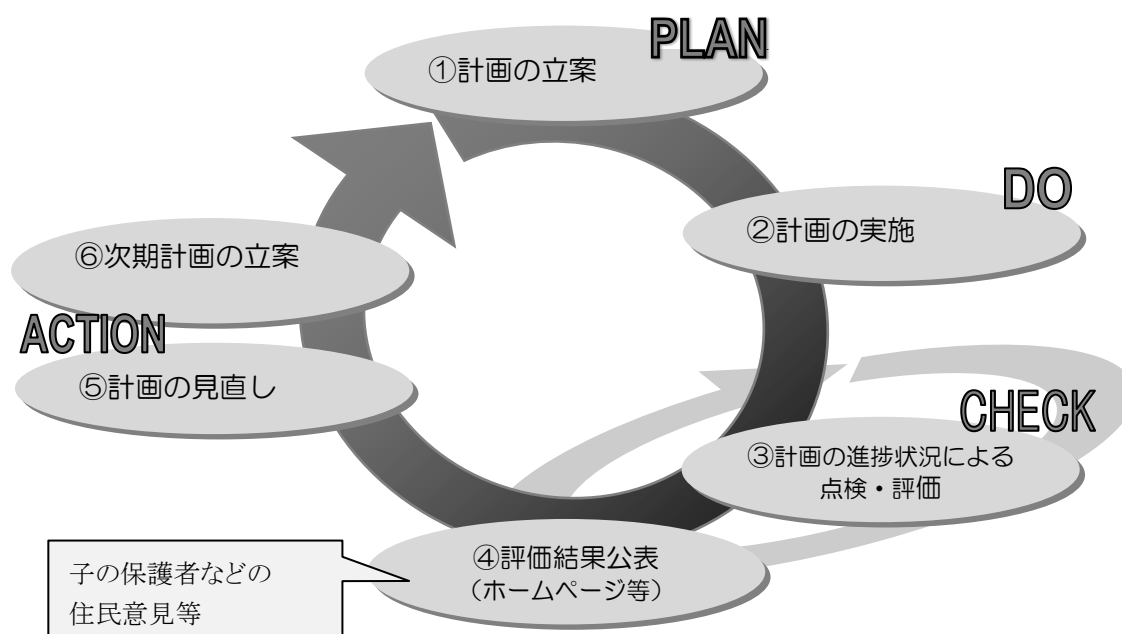
関係機関等それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域全体で支える体制を整えていきます。



2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等に繋げていきます。

- 計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。
- 点検・評価結果で、計画の内容及び目標値の見直しが必要とされた事業等に関しては、適宜見直しを行うこととします。
なお、子ども・子育て支援行動計画全体の見直しに関しては、国・県と同様に平成 29 年度に行うこととします。



- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表することとします。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会において住民意見を把握し、利用者のニーズを反映した施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 6 月 24 日	● 日出町子ども・子育て会議条例制定
平成 25 年 10 月 23 日	○ 第1回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・子ども・子育て支援法について ・日出町の子育て支援の現状について ・日出町子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査について
平成 25 年 11 月 14 日	○ 第2回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・市町村子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査における国の指針について ・日出町におけるニーズ調査の概要について
平成 25 年 12 月 10 日 ～ 平成 26 年 1 月 8 日	● 日出町子ども・子育て支援事業計画のための実態調査実施 [対象世帯] 小学校2年生以下の児童を抱える全世帯
平成 26 年 1 月 30 日	● 子ども・子育て講演会開催 [講師] 日本文理大学 教授 山岸治男 氏 [演題] 「日出町の子育てをみんなで考えよう」
平成 26 年 3 月 27 日	○ 第3回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・「子育てに関するニーズ調査」の単純集計結果について ・子ども・子育て支援新制度の概要について
平成 26 年 4 月 19 日 ～ 平成 26 年 9 月 4 日	● 第1回教育・保育施設利用者保護者説明会実施 [開催施設] 豊岡保育園・日出保育園・暘谷保育園・藤原保育園 山茶花保育園・川崎保育園・大神保育園・聖武幼稚園
平成 26 年 7 月 25 日	○ 第4回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・「子育てに関するニーズ調査」の集計結果について ・町立幼稚園について ・「量の見込み」と「確保方策（案）」について ・条例（日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）（案）について

月 日	主な検討事項等
平成 26 年 8 月 28 日	○ 第5回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ 幼稚園及び保育所保育料（案）について ・ 日出町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 26 年 8 月 28 日	○ 第1回日出町次世代育成支援行動計画策定委員会開催 【議事】 ・ 計画策定にあたって ・ 策定の方法について ・ 日出町の子ども・子育てを取り巻く環境について ・ 日出町次世代育成支援後期行動計画の評価について
平成 26 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定 ● 日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定 ● 日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定
平成 26 年 10 月 17 日 ～ 平成 26 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回教育・保育施設利用者保護者説明会実施 [開催施設] 豊岡保育園・日出保育園・暘谷保育園・藤原保育園 山茶花保育園・川崎保育園・大神保育園 聖武幼稚園・ひめやま幼稚園
平成 26 年 11 月 25 日 ～ 平成 26 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント実施 [閲覧場所] 日出町ホームページ、日出町福祉対策課窓口 [閲覧件数] 391件
平成 27 年 3 月 6 日	○ 第6回日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 ・ 日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例（案）並びに町立幼稚園の利用者負担額（保育料）及び減免（案）について ・ これまでの経過及び進捗状況について ・ 日出町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・ 日出町次世代育成支援第3期行動計画（素案）について
平成 27 年 3 月 6 日	○ 第2回日出町次世代育成支援行動計画策定委員会開催 【議事】 ・ 日出町次世代育成支援第3期行動計画について

資料2 計画策定組織について

(1) 日出町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、日出町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉対策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表日出町次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日	4,000円
-------------	---	--------

(2) 子ども子育て会議委員一覧(平成 25 年度)

(任期：平成25年10月23日～平成27年3月31日)

No.	分野	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	日本文理大学	教授	山 岸 治 男	日出町子ども・子育て会議 会長
2	教育関係者	日出町校長会	会長	菅 英 一	日出町子ども・子育て会議 副会長
3	医療・保健関係者	速見郡杵築市医師会 (矢野小児科医院)	代表 (院長)	矢 野 英 二	
4	事業主関係者	日出町商工会	事務局長	小 島 実	
5	児童福祉関係者	日出町民生委員・児童委員協議会	主任 児童委員	白水伊保子	
6	教育・保育施設関係者	日出町保育協議会 (認可保育所 川崎保育園)	会長 (園長)	佐 藤 忠 三	
7	教育・保育施設関係者	日出町立豊岡幼稚園	主任教諭	阿 部 佐 恵 子	
8	教育・保育施設関係者	認定こども園 聖武幼稚園	副園長	渡 辺 智	
9	地域子育て支援関係者	日出町児童館	主任	阿 部 敬 子	
10	地域子育て支援関係者	日出町地域子育て支援センター あすなるランド	センター長	石 木 宏 典	
11	保護者	認可保育所 山茶花保育園	保護者代表	菊 地 あ ゆ み	
12	保護者	日出町立豊岡幼稚園	保護者代表	松 尾 典 子	
13	保護者	認定こども園 聖武幼稚園	保護者代表	山 本 知 子	
14	保護者	日出町地域子育て支援センター あすなるランド	保護者代表	谷 和 枝	

(3)子ども子育て会議委員一覧(平成26年度)

(任期：平成25年10月23日～平成27年3月31日)

No.	分野	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	日本文理大学	教授	山 岸 治 男	日出町子ども・子育て会議 会長
2	教育関係者	日出町校長会	会長	菅 英 一	日出町子ども・子育て会議 副会長
3	医療・保健関係者	速見郡杵築市医師会 (矢野小児科医院)	代表 (院長)	矢 野 英 二	
4	事業主関係者	日出町商工会	事務局長	南 元 文	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
5	児童福祉関係者	日出町民生委員・児童委員協議会	主任 児童委員	白 水 伊 保 子	
6	教育・保育施設関係者	認可保育所 川崎保育園	園長	佐 藤 忠 三	
7	教育・保育施設関係者	日出町立日出幼稚園	主任教諭	利 光 伊 津 美	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
8	教育・保育施設関係者	認定こども園 聖武幼稚園	園長	渡 辺 智	
9	地域子育て支援関係者	日出町児童館	主任	阿 部 敬 子	
10	地域子育て支援関係者	日出町地域子育て支援センター あすなろランド	センター長	石 木 宏 典	
11	保護者	認可保育所 山茶花保育園	保護者代表	菊 地 あ ゆ み	
12	保護者	日出町立日出幼稚園	保護者代表	河 野 明 弘	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
13	保護者	認定こども園 聖武幼稚園	保護者代表	山 本 知 子	
14	保護者	日出町地域子育て支援センター あすなろランド	保護者代表	谷 和 枝	

(4) 日出町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）について広く町民の意見を募り、行動計画に反映させるため、日出町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、日出町次世代育成支援行動計画の策定について町長に意見等を提出する。

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療関係者、子育て支援関係者等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、行動計画を策定するまでの間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉対策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
- 3 この要綱は、次世代育成支援対策推進法が失効の時にその効力を失う。

(5) 日出町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(任期：平成26年8月28日～日出町次世代育成支援行動計画策定日)

No.	分野	所属機関	職名	氏名	備考
1	教育関係者	日出町教育委員会	委員長	池田陽子 青井和正	～H27.1.27 H27.1.28～
2	教育関係者	大分県立日出陽谷高等学校 大分県立日出総合高等学校	校長	清末隆文	
3	教育関係者	日出町小中学校校長会	会長	菅英一	
4	医療・保健関係者	速見郡杵築市医師会 (矢野小児科医院)	会長 (院長)	矢野英二	
5	保育関係者	日出町保育協議会 (川崎保育園)	会員 (園長)	佐藤忠三	
6	事業主関係者	日出町商工会	事務局長	南元文	
7	児童福祉関係者	児童発達支援センター 「プリンちゃん」	副管理者	大木昌太郎	
8	児童福祉関係者	日出町母子寡婦福祉会	会長	本多由利子	
9	児童福祉関係者	日出町社会福祉協議会	事務局長	垣迫弘美	
10	児童福祉関係者	日出町民生委員・児童委員協議会	主任 児童委員	白水伊保子	
11	子ども会関係者	日出町子ども会育成会連絡協議会	会長	吉田壽樹	
12	保護者	日出町PTA連合会	会長	土屋史彦	
13	行政機関者	大分県東部保健所	主幹	西本真由美	
14	行政機関者	大分県東部保健所地域福祉室	副主幹	利光英雄	

日出町

日出町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 日出町

編集 日出町福祉対策課

〒879-1592 住所 大分県速見郡日出町 2974-1

TEL 0977-73-3121 FAX 0977-73-2833

ホームページ <http://www.town.hiji.oita.jp> URL

E-mail fukushi@town.hiji.oita.jp